

凡 例




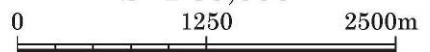
-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 悪臭防止法による規制区域

図 6.2-18 悪臭防止法による規制地域図



S=1:50,000



b) 宮城県公害防止条例

「宮城県公害防止条例」では、県内全域（悪臭防止法指定地域を除く）における特定施設を対象に、臭気指数による規制基準（敷地境界線臭気指数 15）が定められている。

c) 宮城県悪臭公害防止対策要綱

「悪臭防止法」及び「宮城県公害防止条例」の規制対象外の農業・建設業・製造業・卸売業等の事業場については、「宮城県悪臭公害防止対策要綱」に基づき臭気強度により指導（敷地境界線で臭気強度 1.8）されている。

d) 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市では、市内全域の工場・事業場を対象として臭気濃度により指導（敷地境界線で臭気濃度 10）されている。

水質汚濁

a) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質としてクロロホルム等有機化学物質、農薬等 27 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は、表 6.2-51及び表 6.2-52に示すとおりである。生活環境保全に係る環境基準は表 6.2-53(1)～(2)に示すとおりであり、河川ごとにあてはめるべき水域及び類型は表 6.2-54及び図 6.2-19に示すとおりである。

調査範囲では、生活環境の保全に関する環境基準について、七北田川上流（七北田橋より上流（流入する支川を含む。ただし、七北田ダム全域に係る部分を除く。））が A 類型、七北田川中流（七北田橋より梅田川合流点まで）が B 類型、梅田川（七北田川合流点より上流）が C 類型に指定されている。なお、調査範囲に水生生物の保全に関する環境基準について類型指定された河川は無い。

表 6.2-51 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値 <sup>1</sup>
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと <sup>2</sup>
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと <sup>2</sup>
PCB	検出されないこと <sup>2</sup>
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

1：基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示 46 号）

表 6.2-52 公共用水域における要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l 以下 (暫定)

：PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。  
 出典：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について (通知)」(令和 2 年 5 月 28 日環水大発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号)



表 6.2-53(1) 生活環境保全に係る環境基準（河川）(1/2)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保 全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及 びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用 水及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	-

1: 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2: 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

3: 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表2生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成31年3月20日環境省告示46号）

表 6.2-53(2) 生活環境保全に係る環境基準（河川）(2/2)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

：基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。  
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」  
 （昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示 46 号）

表 6.2-54 水域類型あてはめ

水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
松島湾	砂押川上流（多賀城堰より上流）	C	イ	H17.9.16 （S45.5.25 閣議決定の 改訂）	県
七北田川	七北田川上流（七北田橋より上流（流入する支川を含む。ただし、七北田ダム全域に係る部分を除く。））	A	イ	S47.4.28	〃
	七北田川中流（七北田橋より梅田川合流点まで）	B	ロ	〃	〃
	梅田川（七北田川合流点より上流）	C	イ	H17.9.16 （S45.9.1 閣議決定の 改訂）	〃

：達成期間の欄の各記号の意義は下記のとおり。

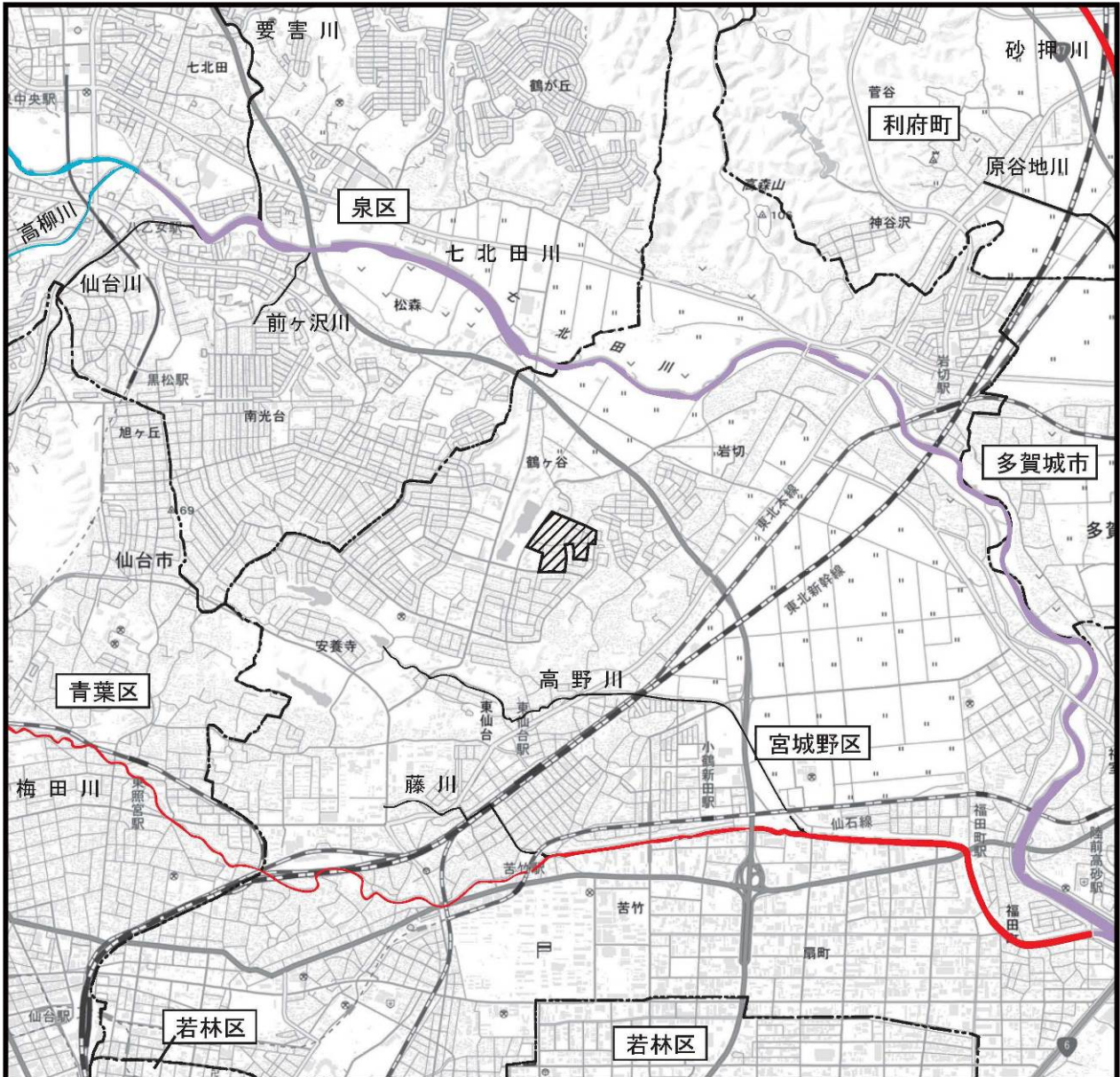
「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成






「ハ」：5年をこえる期間で可及的速やかに達成

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：「水質環境基準と類型あてはめ」（宮城県）<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/ki junandruikeih23.html>

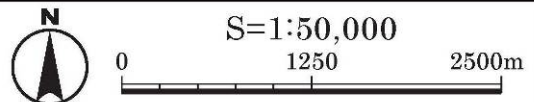


凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 環境基準の類型指定A(七北田川上流及び流入する支川)
-  : 環境基準の類型指定B(七北田川中流)
-  : 環境基準の類型指定C(梅田川・砂押川上流)

出典：「環境基準と水域類型あてはめ」（宮城県）<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html>

図 6.2-19 生活環境保全に係る環境基準類型の設定状況



b) 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき実施されている。その排水基準は、表 6.2-55(1)～(2)に示すとおりである。

表 6.2-55(1) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準 (1/2)

区分	項目	一律排水基準 (法指定)	地下水の浄化基準
水質に係る排水基準	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.003 mg/L
	シアン化合物	1 mg/L	検出されないこと
	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L	検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.05 mg/L
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L	0.0005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.02 mg/L
	四塩化炭素	0.02 mg/L	0.002 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.004 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	0.1 mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	1 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.006 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.002 mg/L
	チウラム	0.06 mg/L	0.006 mg/L
	シマジン	0.03 mg/L	0.003 mg/L
	チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.02 mg/L
	ベンゼン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L	1 mg/L
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L	0.8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 mg/L	
塩化ビニルモノマー	-	0.002 mg/L	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.05 mg/L	

：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日環境省令第 15 号）

「水質汚濁防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月 19 日総理府・通商産業省令第 2 号、最終改正：平成 27 年 9 月 18 日環境省令第 33 号）

表 6.2-55(2) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準 (2/2)

項目 [単位]	区分	水質汚濁防止法			宮城県 公害 防止 条例	仙台市 公害 防止 条例
		一般 排水基準	特別排水基準 <sup>1 5</sup>			
			下水道 整備区域	その他 の区域		
適用される工場または事業場における 1日当りの平均的な排出水の量		50m <sup>3</sup> 以上	25m <sup>3</sup> 以上		50m <sup>3</sup> 以上 (25m <sup>3</sup> 以上 <sup>4</sup> )	
水素イオン濃度 (pH)	海域以外に排出する場合	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	海域に排出する場合	5.0~9.0	-	-	5.0~9.0	5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) [ppm] 海域・湖沼以外の公共用水域に排出する 場合に適用		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
化学的酸素要求量 (COD) [ppm] 海域・湖沼に排出する場合に適用		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質質量		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類 [ppm]	5	5	5	5	5
	動植物油脂類 [ppm]	30	30	30	30	30
フェノール類含有量 [ppm]		5	5	5	5	5
銅含有量 [ppm]		3	3	3	3	3
亜鉛含有量 [ppm]		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量 [ppm]		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量 [ppm]		10	10	10	10	10
クロム含有量 [ppm]		2	2	2	2	2
弗素含有量 [ppm]		-	-	-	-	15
大腸菌群数 [個/1cm <sup>3</sup> ]		(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)
窒素含有量 <sup>2</sup> [ppm]		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	-
燐含有量 <sup>3</sup> [ppm]		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	-

- 1: 仙台市内水域のうち、広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川農道溜池から七北田川との合流点までの範囲に排出する特定事業場（畜産農業又はそのサービス業に係るもの、共同調理場及び水処理施設を除いたもの）に適用される。
- 2: 丸田沢ため池、青下ダム貯水池、月山池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
- 3: 青下ダム貯水池、大倉ダム貯水池、月山池、七北田ダム貯水池、丸田沢ため池、宮床ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
- 4: 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに\*1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25m<sup>3</sup>以上の事業場が規制対象となる。
- 5: 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10m<sup>3</sup>以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。
- 6: ( )の数値は日間平均値。日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 出典: 「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日環境省令第15号）  
「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐、りん含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年05月30日環境庁告示27号、最終改正：平成22年7月27日環境庁告示42号）  
「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年12月23日宮城県条例第40号）  
「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号、最終改正：令和元年10月25日宮城県規則第76号）  
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号、最終改正：令和元年6月25日仙台市規則第10号）



下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には「宮城県流域下水道管理要綱」により、表 6.2-56に示す排除基準（排出水の水質基準）が定められている。

表 6.2-56 下水排除基準

項目	基準値	
水温	45 (40) 未満	
水素イオン濃度 (pH) <sup>1</sup>	5.0 を超え 9.0 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	
生物化学的酸素要求量 (BOD) <sup>1</sup>	600 (300) mg/L 未満	
浮遊物質 (SS) <sup>1</sup>	600 (300) mg/L 未満	
ヨウ素消費量 <sup>1</sup>	220 mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下
	動植物油脂類 <sup>1</sup>	30 mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	
シアン化合物	1 mg/L 以下	
有機燐化合物	1 mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
チラウム	0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下	
チオベルカンブ	0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	10 【230】 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	8 【15】 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
フェノール類	5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	
ダイオキシン類	10 pg/L 以下	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満	
窒素含有量	240 mg/L 未満	
炭含有量	32 mg/L 未満	

1: この項目については、1日当たりの平均的な排水量が503・未満の事業場については対象としない。

2: ( )内の数値は、製造業またはガス供給業の用に供する施設に適用する基準値である。

3: 【 】内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典: 「流域下水道管理要綱」(昭和57年1月1日 宮城県、最終改訂:平成28年3月22日)

c) 農業用水基準

「農業(水稲)用水基準」は農林水産省が昭和44年春から約1ヶ年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて昭和45年3月に定めた基準である。法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

農業(水稲)用水基準は、表6.2-57に示すとおりである。

表 6.2-57 農業(水稲)用水基準

項目		基準値
pH(水素イオン濃度)		6.0~7.5
COD(化学的酸素要求量)		6 mg/L 以下
SS(浮遊物質)		100 mg/L 以下
DO(溶存酸素)		5 mg/L 以上
T-N(全窒素濃度)		1 mg/L 以下
電気伝導度(塩類濃度)		0.3 mS/cm 以下
重金属	As(ヒ素)	0.05 mg/L 以下
	Zn(亜鉛)	0.5 mg/L 以下
	Cu(銅)	0.02 mg/L 以下

出典：「令和元年版 宮城県環境白書」(令和元年12月 宮城県環境生活部環境政策課)

地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として 28 項目について設定されている。この他、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 24 項目が「要監視項目」とされ、地下水における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準及び要監視項目の指針値は、表 6.2-58及び表 6.2-59に示すとおりである。

表 6.2-58 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値 <sup>1</sup>
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと <sup>2</sup>
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと <sup>2</sup>
P C B	検出されないこと <sup>2</sup>
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とは、規定されている測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境省告示第 10 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号）

表 6.2-59 地下水における要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」(平成 21 年 11 月 30 日環水大発第 091130004 号・環水大土発第 091130005 号)

## 地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っている。

計画地は、地下水採取規制地域には指定されていない。

## 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 27 項目について設定されている。

土壌の汚染に係る環境基準は、表 6.2-60に示すとおりである。

表 6.2-60 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考 1: 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2: カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3: 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4: 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5: 1,2-ジクロロエチレン濃度は日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典: 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日環境省告示第 46 号、最終改正:平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 48 号)



## ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 6.2-61に示すとおりである。

表 6.2-61 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下

1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性と換算した値とする。

2：大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号）

## アスベスト

主に建材製品として使用されてきたアスベストによる健康障害の防止のため、表 6.2-62に示す「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により、アスベストの解体等の作業に関する手続きや方法、廃棄物としての処理方法等について規定が定められている。

表 6.2-62 アスベストに関する主な法規制等

法規制	最終改正	趣旨・内容
大気汚染防止法	令和2年6月5日 法律第39号	一定規模以上の建築物等について石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告を義務付け、特定粉じん（アスベスト）が使用されている建築物等の解体、改造または補修する作業（「特定粉じん排出等作業」）に関して、作業基準が定められ、作業結果の発注者への報告、作業記録の作成と保存が義務付けられている。 (前述の「大気汚染 b 大気汚染防止法」を参照)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成29年6月16日 法律第61号	特別管理産業廃棄物である廃石綿等（飛散性アスベスト）及び産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）については、保管・収集運搬時の飛散・流出防止措置や、中間処理としては融解や無害化処理等に限定されること等が定められている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成26年6月4日 法律第55号	「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（建設リサイクル法基本方針）」では、分別解体等の過程における有害物質等の発生の抑制のため、アスベストについて飛散を起こさないような措置を講ずる必要があるとされている。
石綿障害予防規則	平成30年4月6日 厚生労働省令第59号	アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等の作業におけるアスベストの暴露防止対策の観点から、労働安全衛生法に基づく規則として制定されている。

日照障害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく宮城県内（仙台市含む）の目影規制は、表 6.2-63に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（前掲図 6.2-2参照）に該当するため、目影規制の対象となる。

表 6.2-63 仙台市の目影規制

対象地域 <sup>1</sup>	建築基準法別表第4(に)欄の項	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	目影時間 <sup>2</sup>	
				10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7m超 または3階以上	1.5 m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	高さ10 m超	4.0 m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(二)	高さ10 m超	4.0 m	5時間	3時間

1：工業地域、工業専用地域、商業地域、市街化調整区域は規制がありません。

2：「目影時間」欄に示す「10m以内」「10m超」は、敷地境界線からの水平距離を示す。

出典：「建築基準法」（平成25年5月24日法律第201号、最終改正：平成30年6月27日法律第67号）

「仙台市の目影規制（参考）」

[http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/toshi/keikaku/\\_icsFiles/afieldfile/2011/01/04/hikage.pdf](http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/toshi/keikaku/_icsFiles/afieldfile/2011/01/04/hikage.pdf)

ウ．災害防止に係る指定地域等の状況

急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域

調査範囲の指定区域は、表 6.2-64及び図 6.2-20に示すとおりである。

計画地には、「砂防法」、「地すべり等防止法」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定区域は存在しない。

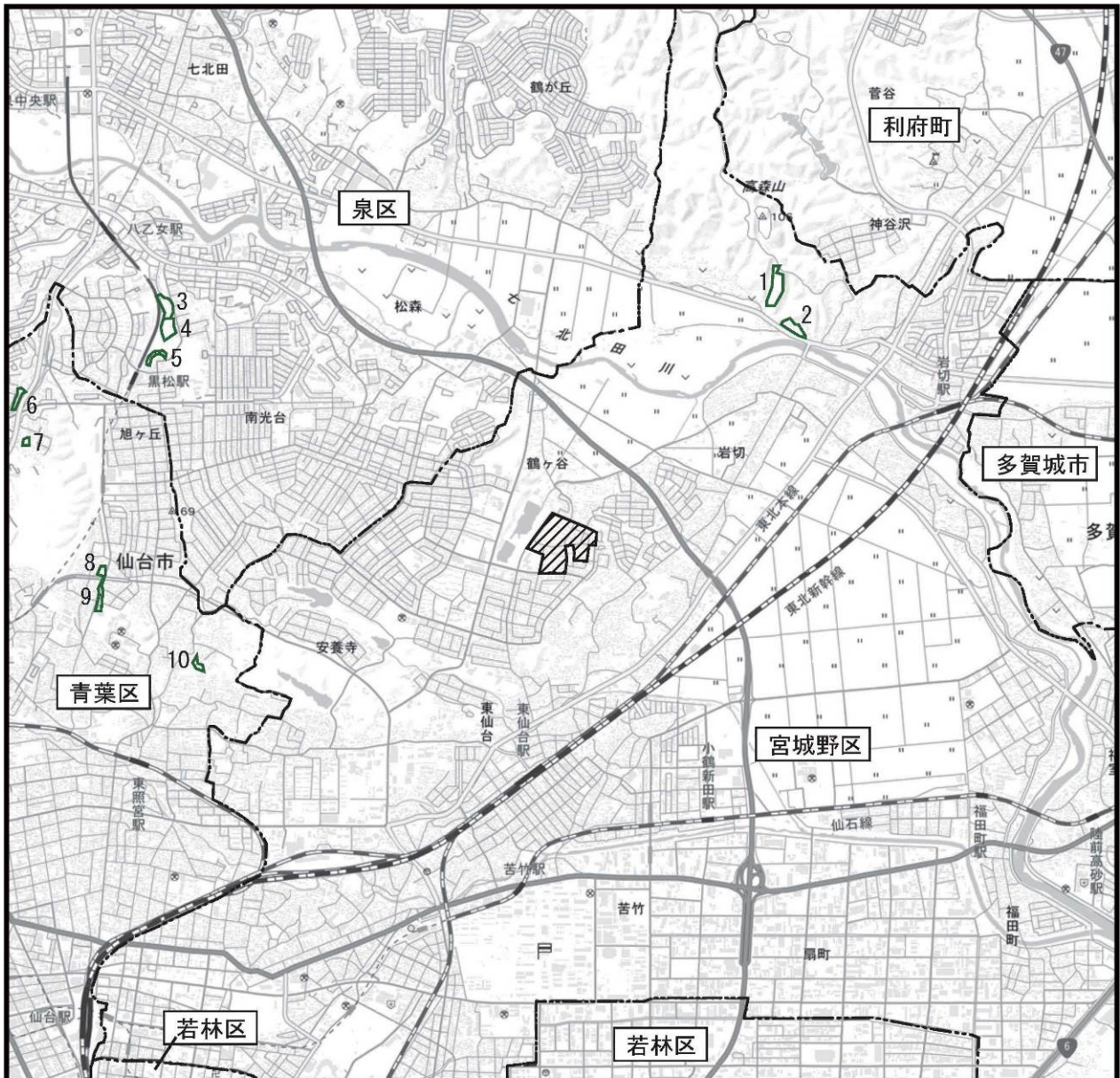
表 6.2-64 災害防止に係る指定地域等（急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域）

【急傾斜地崩壊危険区域】				
No.	箇所名	告示年月日	宮城県告示番号	備考
1	台屋敷の 2	S51.2.17	第 145 号	
2	台屋敷の 3	H2.7.30	第 967 号	
3	真美沢	H17.1.21	第 62 号	
4	東黒松の 1	H1.11.6	第 1398 号	
5	堤の 2	S48.3.23	第 304 号	
6	源太兵衛の 1	H1.11.6	第 1398 号	
7	黒松の 4	H1.11.6	第 1398 号	
8	旭ヶ丘の 1	S58.12.13	第 1319 号	
9	旭ヶ丘の 5	S58.12.13	第 1319 号	
10	小松島の 3	H1.11.6	第 1398 号	


：調査範囲内に砂防指定地、地すべり防止区域は存在しない。

：表中の No. は、図 6.2-20に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成 30 年 9 月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>



凡例

 : 計画地

----- : 市区町界

 : 急傾斜地崩壊危険区域 (図中番号 : 1~10)

図中の番号は表 6.2-64 に対応する。

出典 : 「宮城県砂防総合情報システム」 (平成30年9月 宮城県) <http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

図 6.2-20 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域図



S=1:50,000

0 1250 2500m

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

調査範囲の指定区域は、表 6.2-65及び表 6.2-66並びに図 6.2-21に示すとおりである。

計画地には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）は存在しない。

表 6.2-65 災害防止に係る指定地域等（土砂災害警戒区域（土石流））

No.	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	宮城県告示番号
1	3-23-309	菅野沢	宮城郡利府町神谷沢字広畑	H19.11.6	第 1036 号
2	2-02-601	入山沢	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第 926 号
3	1-05-010	松森沢	仙台市泉区松森字内町	H24.9.7	第 678 号

：表中の No. は、図 6.2-21に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成 30 年 9 月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

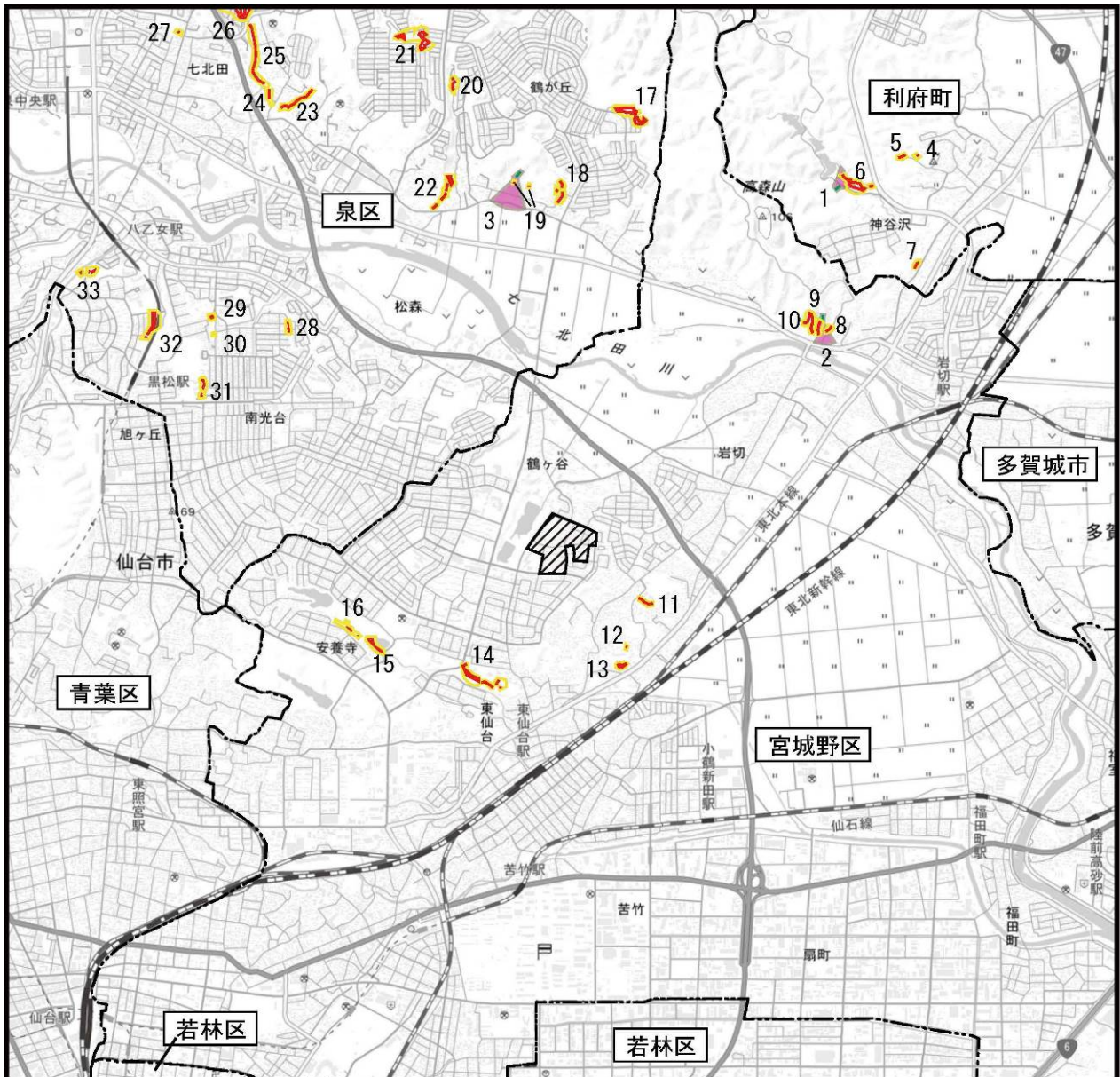
表 6.2-66 災害防止に係る指定地域等（土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊））

No.	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	宮城県告示番号
4	-自-1480	後沢の 2	宮城郡利府町神谷沢、菅谷	H18.9.26	第 1024 号
5	-自-1479	後沢の 1	宮城郡利府町神谷沢、菅谷	H18.9.26	第 1024 号
6	-自-1484	広畑	宮城郡利府町神谷沢字広畑	H19.11.6	第 1036 号
7	-自-0458	金沢	宮城郡利府町神谷沢字金沢	H20.3.11	第 235 号
8	-自-0387	入山の 2	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第 926 号
9	-自-0892	岩切入山	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第 926 号
10	-自-1393	入山の 3	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第 926 号
11	-人-0216	燕沢	仙台市宮城野区燕沢東三丁目	H25.11.8	第 926 号
12	-自-0307	小鶴の 1	仙台市宮城野区小鶴一丁目	H25.11.8	第 926 号
13	-自-1187	小鶴の 2	仙台市宮城野区小鶴一丁目	H25.11.8	第 926 号
14	-自-0305	東仙台	仙台市宮城野区燕沢、東仙台	H21.12.25	第 1105 号
15	-自-0312	安養寺の 3	仙台市宮城野区安養寺二丁目	H25.11.8	第 926 号
16	-人-0228	安養寺の 1	仙台市宮城野区安養寺二丁目	H25.11.8	第 926 号
17	-自-1337	戌亥沢	仙台市泉区鶴が丘一丁目	H24.9.7	第 678 号
18	-自-0323	内町の 1	仙台市泉区松森字内町	H24.9.7	第 678 号
19	-自-0328	内町の 2	仙台市泉区松森字内町	H24.9.7	第 678 号
20	-自-1336	松陵一丁目の 2	仙台市泉区松陵一丁目、鶴が丘二丁目	H24.9.7	第 678 号
21	-自-0324	歩坂町	仙台市泉区松陵一丁目	H19.9.7	第 874 号
22	-自-0322	鹿島	仙台市泉区松森字下町、鹿島、市名坂字本町	H24.9.7	第 678 号
23	-自-0336	天神沢	仙台市泉区市名坂字天神沢一丁目	H24.9.7	第 678 号
24	-自-0339	本屋敷の 2	仙台市泉区市名坂字天神沢一丁目	H24.9.7	第 678 号
25	-自-0338	本屋敷の 1	仙台市泉区市名坂字天神沢一丁目	H24.9.7	第 678 号
26	-自-0333	山の寺の 1	仙台市泉区山の寺一丁目	H24.9.7	第 678 号
27	-自-1334	町	仙台市泉区七北田字町	H24.9.7	第 678 号
28	-自-0341	南光台	仙台市泉区南光台六丁目、松森字前ヶ沢	H24.9.7	第 678 号
29	-自-0318	東黒松の 3	仙台市泉区東黒松、七北田字八乙女	H24.9.7	第 678 号
30	-自-0317	東黒松の 2	仙台市泉区東黒松、南光台五丁目、七北田八乙女、松森不動	H24.9.7	第 678 号
31	-人-0245	南光台の 2	仙台市泉区旭丘堤一丁目、二丁目	H25.11.8	第 926 号
32	-自-1188	黒松三丁目	仙台市泉区黒松三丁目	H24.9.7	第 678 号
33	-自-0313	黒松	仙台市泉区黒松二丁目	H19.9.7	第 874 号

：表中の No. は、図 6.2-21に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成 30 年 9 月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>





凡例

: 計画地

----- : 市区町界

土石流 (図中番号: 1~3)

: 土砂災害特別警戒区域

: 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊 (図中番号: 4~33)

: 土砂災害特別警戒区域

: 土砂災害警戒区域

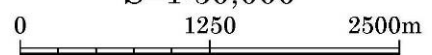
図中の番号は表 6.2-65 ~ 表 6.2-66 に対応する。

出典: 「宮城県砂防総合情報システム」(平成30年9月 宮城県) <http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

図 6.2-21 土砂災害警戒区域図



S=1:50,000



土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）  
 調査範囲の指定区域は、表 6.2-67及び表 6.2-68(1)～(3)並びに図 6.2-22に示すとおりである。  
 計画地には、宮城県防災砂防課により公表されている土砂災害危険箇所は存在しない。

表 6.2-67 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（土石流危険渓流））

No.	箇所番号	箇所名	所在地
1	1-05-010	松森沢	仙台市泉区松森内町
2	2-02-604	西台屋敷沢	仙台市宮城野区岩切台屋敷
3	1-02-072	台屋敷の沢 3	仙台市宮城野区岩切台屋敷
4	1-02-071	台屋敷の沢 2	仙台市宮城野区岩切台屋敷
5	2-02-603	台屋敷沢	仙台市宮城野区岩切台屋敷
6	1-02-070	台屋敷の沢 1	仙台市宮城野区岩切台屋敷
7	2-02-602	東台屋敷沢	仙台市宮城野区岩切台屋敷
8	3-23-310	北菅野沢	利府町神谷沢菅野沢
9	3-23-311	東菅野沢	利府町神谷沢菅野沢
10	3-23-312	北沢	利府町神谷沢北沢
11	3-23-309	菅野沢	利府町神谷沢広畑
12	3-23-313	菅野沢	利府町神谷沢北沢
13	1-02-069	松森沢	仙台市宮城野区岩切入山
14	2-02-601	入山沢	仙台市宮城野区岩切入山

：表中の No. は、図 6.2-22に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成 30 年 9 月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

表 6.2-68(1) 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所））（1/3）

No.	箇所番号	箇所名	所在地
15	I-人-0451	泉中央三丁目の2	仙台市泉区泉中央3丁目
16	I-人-0450	泉中央三丁目の1	仙台市泉区泉中央3丁目
17	-人-0022	白水沢	仙台市泉区将監1丁目
18	I-自-1334	町	仙台市泉区七北田町
19	I-人-0452	新道	仙台市泉区市名坂鳥井原
20	I-自-0333	山の寺の1	仙台市泉区山の寺1丁目
21	I-自-0338	本屋敷の1	仙台市泉区天神沢1丁目
22	I-人-0266	天神沢の1	仙台市泉区天神沢1丁目
23	I-人-0461	本田町の3	仙台市泉区本田町
24	I-自-0339	本屋敷の2	仙台市泉区天神沢1丁目
25	I-自-0336	天神沢	仙台市泉区天神沢1丁目
26	I-人-0265	本田	仙台市泉区本田町
27	I-人-0460	本田町の2	仙台市泉区本田町
28	I-自-0324	歩坂町	仙台市泉区松陵1丁目
29	I-人-0249	歩坂町	仙台市泉区松陵1丁目
30	I-人-0466	松陵五丁目	仙台市泉区松陵5丁目
31	I-自-1336	松陵一丁目の2	仙台市泉区松陵1丁目
32	-自-0602	松陵	仙台市泉区歩坂町
33	I-人-0457	歩坂町の2	仙台市泉区松森鹿島
34	I-自-1335	松陵一丁目の1	仙台市泉区松陵1丁目
35	I-人-0462	鶴ヶ丘三丁目	仙台市泉区鶴が丘3丁目
36	I-自-1337	戌亥沢	仙台市泉区鶴が丘1丁目
37	I-自-0322	鹿島	仙台市泉区市名坂本町
38	-自-0600	松森内町	仙台市泉区松森下町
39	I-自-0328	内町の2	仙台市泉区松森内町
40	I-自-0323	内町の1	仙台市泉区松森内町
41	-自-0601	松森台	仙台市泉区松森台
42	I-自-0381	台ヶ原	仙台市宮城野区岩切台地
43	I-自-0382	入生沢	仙台市宮城野区岩切入生沢
44	I-自-0383	台屋敷の1	仙台市宮城野区岩切台屋敷
45	I-自-0384	台屋敷の2	仙台市宮城野区岩切台屋敷
46	I-自-0385	台屋敷の3	仙台市宮城野区岩切台屋敷
47	I-自-1393	入山の3	仙台市宮城野区岩切入山
48	-自-0892	岩切入山	仙台市宮城野区岩切入山
49	I-自-0387	入山の2	仙台市宮城野区岩切入山
50	I-自-0386	入山の1	仙台市宮城野区岩切入山
51	I-人-0312	入山の2	仙台市宮城野区岩切入山
52	I-人-0311	入山の1	仙台市宮城野区岩切入山
53	I-自-1483	菅野沢の3	利府町神谷沢菅野沢
54	I-自-1482	菅野沢の2	利府町神谷沢菅野沢
55	I-自-1481	菅野沢の1	利府町神谷沢菅野沢
56	-自-0346	広畑	利府町神谷沢菅野沢

：表中のNo.は、図6.2-22に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

表 6.2-68(2) 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所））(2/3)

No.	箇所番号	箇所名	所在地
57	-自-1121	広田の2	利府町神谷沢広畑
58	I-自-1484	広畑	利府町神谷沢北沢
59	-自-1120	広田の1	利府町神谷沢北沢
60	I-自-1480	後沢の2	利府町神谷沢後沢
61	I-自-1479	後沢の1	利府町神谷沢後沢
62	-自-1119	穴ヶ沢	利府町菅谷穴ヶ沢
63	-自-1118	山苗代の2	利府町神谷山苗代
64	I-自-0458	金沢	利府町神谷沢金沢
65	I-自-1485	化粧坂	利府町神谷沢化粧坂
66	I-自-1392	大前	仙台市宮城野区岩切大前
67	I-人-0250	堰場	仙台市泉区松森住吉
68	I-人-0456	南光台東三丁目	仙台市泉区南光台東3丁目
69	-自-0116	鶴ヶ谷北	仙台市宮城野区鶴ヶ谷北2丁目
70	I-人-0455	南光台東一丁目	仙台市泉区南光台東1丁目
71	I-自-1340	南光台の2	仙台市泉区松森堤下
72	I-自-0341	南光台	仙台市泉区南光台6丁目
73	I-自-0318	東黒松の3	仙台市泉区東黒松
74	I-人-0405	東黒松の2	仙台市泉区八乙女中央5丁目
75	I-自-0333	真美沢	仙台市泉区八乙女中央5丁目
76	I-自-0316	東黒松の1	仙台市泉区東黒松
77	I-自-0317	東黒松の2	仙台市泉区東黒松
78	I-人-0242	東黒松	仙台市泉区旭丘堤2丁目
79	I-人-0245	南光台の2	仙台市泉区旭丘堤2丁目
80	I-自-1188	黒松三丁目	仙台市泉区黒松3丁目
81	I-自-0314	旭ヶ丘堤	仙台市泉区旭丘堤2丁目
82	I-自-0313	黒松	仙台市泉区八乙女中央5丁目
83	I-人-0406	向原の2	仙台市泉区上谷刈向原
84	I-人-0236	向原	仙台市泉区上谷刈向原
85	I-自-0284	北根黒松	仙台市青葉区北根黒松
86	I-人-0148	北根	仙台市青葉区双葉ヶ丘1丁目
87	I-自-0273	双葉ヶ丘の1	仙台市青葉区双葉ヶ丘1丁目
88	I-自-0277	北根の1	仙台市青葉区北根3丁目
89	I-自-1181	北根の3	仙台市青葉区北根3丁目
90	I-人-0404	旭ヶ丘の5	仙台市泉区旭ヶ丘2丁目
91	I-人-0120	旭ヶ丘の1	仙台市泉区旭ヶ丘2丁目
92	I-人-0424	旭ヶ丘の6	仙台市青葉区台原森林公園
93	I-自-0280	旭ヶ丘の1	仙台市泉区旭ヶ丘1丁目
94	I-自-0281	旭ヶ丘の2	仙台市泉区旭ヶ丘1丁目
95	I-自-0282	旭ヶ丘の3	仙台市青葉区小松島4丁目
96	I-人-0124	旭ヶ丘の2	仙台市青葉区小松島4丁目
97	I-人-0125	旭ヶ丘の3	仙台市青葉区台原5丁目
98	I-人-0112	台の原	仙台市青葉区台原5丁目

：表中のNo.は、図6.2-22に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

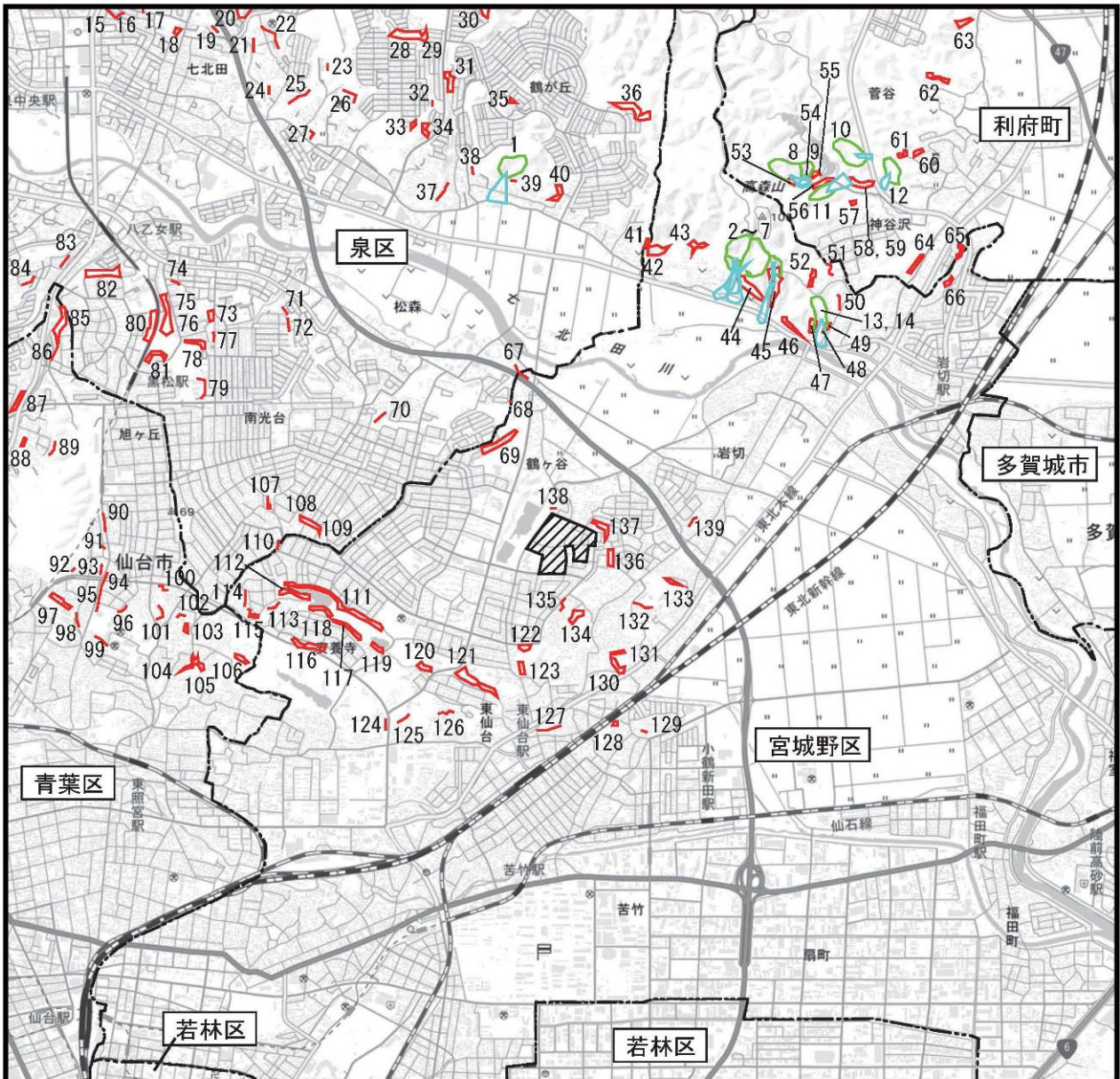
表 6.2-68(3) 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所））(3/3)

No.	箇所番号	箇所名	所在地
99	I-自-0285	小松島の1	仙台市青葉区台原7丁目
100	I-人-0126	旭ヶ丘の4	仙台市泉区旭ヶ丘1丁目
101	I-自-1178	小松島の4	仙台市青葉区小松島4丁目
102	I-人-0130	小松島	仙台市青葉区小松島4丁目
103	I-自-0287	小松島の2	仙台市青葉区小松島4丁目
104	I-自-1179	小松島の5	仙台市青葉区小松島2丁目
105	I-自-0288	小松島の3	仙台市青葉区小松島2丁目
106	-人-0020	小松島新堤	仙台市青葉区小松島新堤
107	I-人-0246	南光台の3	仙台市泉区南光台2丁目
108	I-人-0453	南光台南二丁目の1	仙台市泉区南光台南2丁目
109	I-人-0454	南光台南二丁目の2	仙台市泉区南光台南2丁目
110	I-人-0244	南光台の1	仙台市泉区南光台1丁目
111	I-自-0308	鶴ヶ谷	仙台市宮城野区安養寺2丁目
112	I-自-0311	安養寺の2	仙台市宮城野区安養寺2丁目
113	I-人-0231	安養寺の3	仙台市宮城野区安養寺1丁目
114	I-人-0232	安養寺の4	仙台市宮城野区安養寺1丁目
115	I-人-0233	安養寺の5	仙台市宮城野区安養寺1丁目
116	I-人-0229	安養寺の2	仙台市宮城野区蟹沢
117	I-人-0228	安養寺の1	仙台市宮城野区安養寺2丁目
118	I-自-0310	安養寺の1	仙台市宮城野区安養寺2丁目
119	I-自-0312	安養寺の3	仙台市宮城野区安養寺2丁目
120	I-人-0220	鶴ヶ谷の4	仙台市宮城野区安養寺3丁目
121	I-自-0305	東仙台	仙台市宮城野区東仙台7丁目
122	I-人-0219	鶴ヶ谷の3	仙台市宮城野区燕沢2丁目
123	I-自-0306	苗代沢	仙台市宮城野区燕沢2丁目
124	I-自-1332	枅江	仙台市宮城野区枅江
125	I-人-0444	東仙台の3	仙台市宮城野区東仙台6丁目
126	I-人-0225	東仙台の2	仙台市宮城野区東仙台6丁目
127	I-人-0223	東仙台の1	仙台市宮城野区東仙台1丁目
128	I-自-1331	新田	仙台市宮城野区新田3丁目
129	-自-0594	新田三丁目	仙台市宮城野区新田3丁目
130	I-自-1187	小鶴の2	仙台市宮城野区小鶴1丁目
131	I-自-0307	小鶴の1	仙台市宮城野区小鶴1丁目
132	I-人-0216	燕沢	仙台市宮城野区燕沢東3丁目
133	I-人-0441	燕沢東三丁目	仙台市宮城野区燕沢東3丁目
134	I-自-1330	燕沢三丁目	仙台市宮城野区燕沢3丁目
135	I-人-0218	鶴ヶ谷の2	仙台市宮城野区燕沢3丁目
136	I-人-0217	鶴ヶ谷の1	仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目
137	I-人-0442	鶴ヶ谷東二丁目	仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目
138	I-人-0443	鶴ヶ谷東六丁目	仙台市宮城野区鶴ヶ谷坂下
139	I-自-1394	岩切二丁目	仙台市宮城野区岩切2丁目





：表中のNo.は、図6.2-22に対応している。

出典：「宮城県砂防総合情報システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>





凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 土石流危険箇所(図中番号: 1~14)
-  : 急傾斜地危険箇所(図中番号: 15~139)

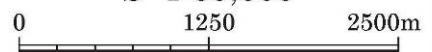
図中の番号は表 6.2-67 ~ 表 6.2-68 に対応する。

出典: 「宮城県砂防総合情報システム」(平成30年9月 宮城県) <http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

図 6.2-22 土砂災害危険箇所図



S=1:50,000



## エ．景観の保全に関する条例

仙台市では、平成 7 年 3 月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

本条例では、景観形成を総合的かつ計画的に進めていくため、仙台市の景観形成の基本的方向を明らかにした「景観基本計画」を平成 9 年 4 月に策定している。また、道路、公園など公共的な施設について、景観に配慮した整備、緑化推進、緑地の保全などの関連施策を推進するとしている。

平成 21 年 3 月には、景観施策の充実と良好な景観の形成を図るため、平成 16 年に制定された景観法に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」を策定した。

この計画では、「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」を基本テーマに掲げ、以下のような基本方針を打ち出している。

- 緑に囲まれた美しい「都市の眺望風景の保全」
- 集約型都市構造に適うメリハリのある「良好な市街地景観の形成」
- 暮らしやすさが実感できる「心地良い生活環境の育成」
- 個性と伝統を受け継ぐ「風情ある街並み景観の醸成」
- 仙台の顔にふさわしい「風格ある中心市街地の景観の創生」

また、市全域を「自然景観」と「市街地景観」に大別される 8 つのゾーンに分け、ゾーン毎の特性に応じて良好な景観形成の方針に基づく取り組みを進めている。計画地は市街地景観の「郊外住宅地ゾーン」に当たり、景観形成の方針は表 6.2-69 に示すとおりである。

なお、市全域は景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけられており、景観計画区域内の建築物及び工作物に対する取り組みとして「届出の対象となる行為等」及び良好な景観形成のための「行為の制限」が定められている。計画地は「市街地景観のゾーン」に当たるため、届出の対象となる行為等及び行為の制限は表 6.2-70 及び表 6.2-71 に示すとおりである。

表 6.2-69 景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
市街地景観	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る</li><li>・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る</li><li>・地区特性を活かした美しい景観形成を図る</li></ul>

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改訂 仙台市）

表 6.2-70 届出の対象となる行為等

届出対象行為	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	
建築物	高さが 20m を超えるもの
	延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物	高さが 30m を超えるもの
	延長が 50m を超える橋りょう、高架道路、アーケード等
	高さが 6m を超え、かつ延長が 50m を超える擁壁 (道路に沿って築造されるもの)
建築物の屋上に工作物がある場合	工作物を含めた高さが 30m を超えるもの
【届出対象となる建築物・工作物の高さの取扱い】	
<p>The diagram illustrates three scenarios for height measurement:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>建築物 (Building):</b> A simple rectangular structure with a height of 20m. A dashed horizontal line indicates the 20m mark, and a vertical double-headed arrow labeled '高さ' (height) shows the measurement from the ground to the top.</li> <li><b>工作物 (Structure):</b> A lattice tower structure with a height of 30m. A dashed horizontal line indicates the 30m mark, and a vertical double-headed arrow labeled '高さ' shows the measurement from the ground to the top.</li> <li><b>建築物の屋上に工作物がある場合 (Case where a structure is on a building roof):</b> A lattice tower structure is placed on top of a rectangular building. A dashed horizontal line indicates the 30m mark, and a vertical double-headed arrow labeled '高さ' shows the measurement from the ground to the top of the tower.</li> </ul>	

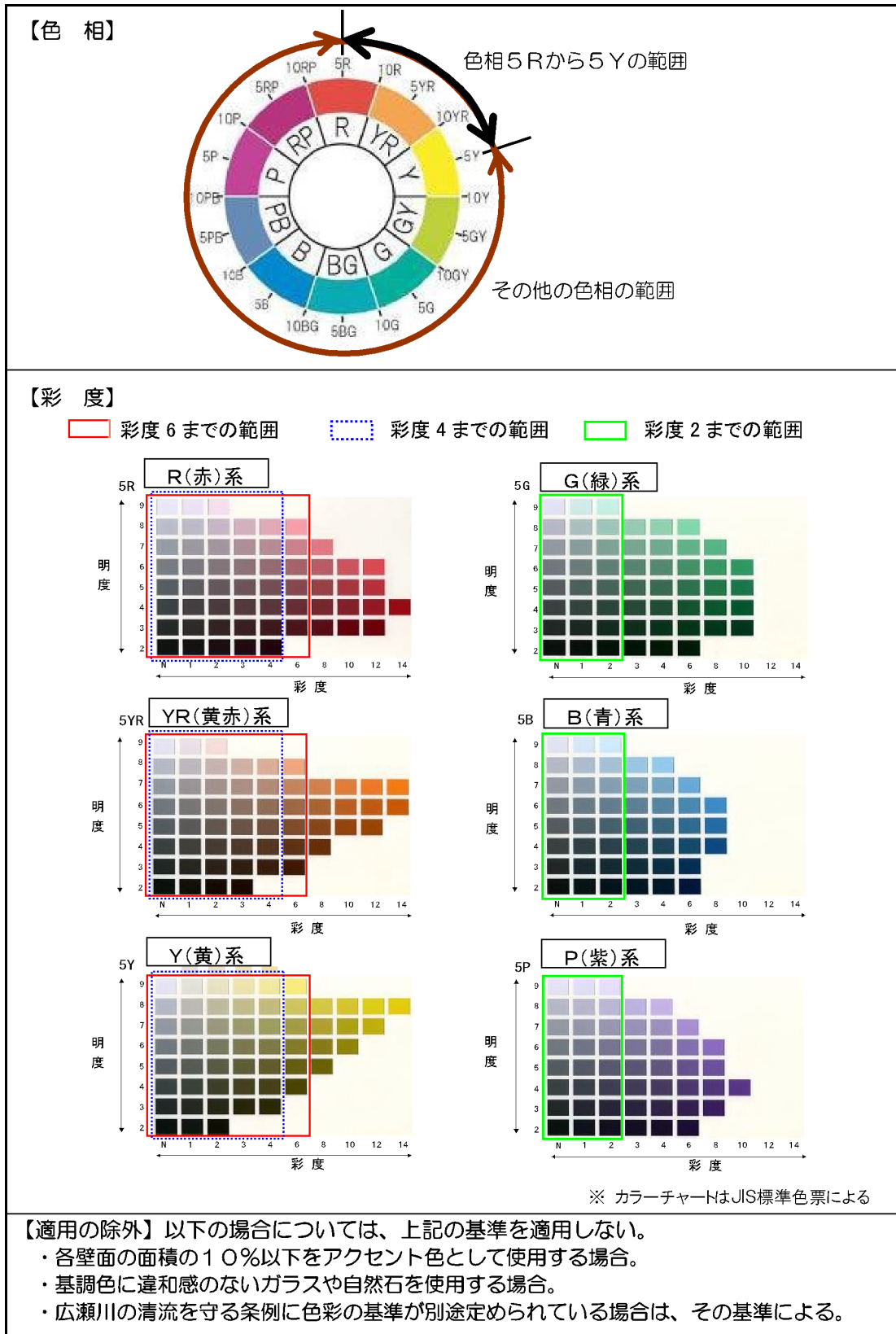
：軽易な行為等に該当する場合は、届出不要とする。  
 出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改訂 仙台市）

表 6.2-71 市街地景観のゾーンにおける行為の制限

対象項目		市街地景観のゾーン							
		商業業務地ゾーン、沿線市街地ゾーン、郊外住宅地ゾーン 流通業務地ゾーン、行楽地ゾーン							
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、壁面は、眺望に配慮し、街並みと違和感のない形態、意匠とする。</li> <li>・通りに面しては、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。</li> <li>・低層部は、通りの安らぎ、快適さ、楽しさを創出する形態・意匠とする。</li> <li>・建物配置は、通りの見通しに配慮し、遮蔽感を与えない工夫をする。</li> <li>・門扉等の外構施設は、街並みの風景と違和感のないものとする。</li> <li>・屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽感を工夫する。</li> <li>・外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。</li> <li>・敷地内道路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する。</li> </ul>							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。</li> <li>・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。</li> </ul>							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。</li> <li>・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を創出する場所では、アクセント色を工夫する。</li> <li>・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">：色相、彩度の範囲は、表 6.2-72に示す。</p>		色相	彩度	5R～5Yの場合	6以下	その他の場合	2以下
	色相	彩度							
5R～5Yの場合	6以下								
その他の場合	2以下								
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みの連続性に配慮し、街路樹や生垣等による緑化を工夫する。</li> <li>・既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。</li> </ul>								
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。</li> </ul>							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。</li> <li>・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。</li> </ul>							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。</li> </ul>							

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改訂 仙台市）

表 6.2-72 マンセル値による色彩の基準



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成25年6月改訂 仙台市）

(2) 行政計画・方針等

ア．仙台市総合計画

仙台市総合計画は、今後 10 年間のまちづくりの指針となる「仙台市基本計画 2021-2030」とお  
おむね 3 年間の仙台市の目標と事業を定める「仙台市実施計画 2021-2030」から構成される。

基本計画では、仙台がこれまでに培われてきた都市の個性である「環境」、「共生」、「学び」、「活  
力」をさらに発展すべく、表 6.2-73 に示すように 4 つの目指す都市の姿が掲げられている。その  
実現のための重点政策として、8 つのチャレンジプロジェクトが示されている。

表 6.2-73 仙台市の目指す都市の姿

まちづくりの理念	
挑戦を続ける、新たな杜の都へ～ “ザ グリーネスト シティー センダイ” SENDAI ～	
目指す都市の姿	施策の方向性
Green 自然 (Nature) 杜の恵みと 共に暮らす まちへ	豊かな自然・市民の暮らし・都市機能が調和した、風格を備え住みよさを実感できるまち
	災害対応力を備え、国内外の防災力の向上に貢献できるまち
Green 心地よさ (Comfort) 多様性が 社会を動かす 共生のまちへ	心と命を守る支えあいのもと、多様性が尊重され、誰もが安心して暮らすことができるまち
	一人ひとりが持つ多様な価値観・経験を社会全体の力に変えるまち
Green 成長 (Growth) 学びと 実施の機会が あふれるまちへ	子どもたちが健やかに 育ち、学ぶ喜びを実感できるまち
	すべての人に成長の機会があふれ、東北や世界の未来にも貢献する人材を次々と輩出するまち
Green 進め! (Green Light) 創造性と 可能性が 開くまちへ	新たな価値を生む創造性が開かれ、地域経済の活性化・社会課題解決・東北の活力につながるまち
	グローバルな経済活動や多彩な交流が生まれるまち

出典：「仙台市実施計画 2021-2030」(令和 3 年 3 月 仙台市)



また、実施計画は令和3年度～令和5年度までの3年間に、基本計画に掲げるまちづくりの理念や目指す都市の姿を実現するための目標や施策として示されている。そのために、表6.2-74に示すような4つの基本的な考え方を重視して構成される。

表 6.2-74 仙台市実施計画の基本的な考え方

<p>1. 仙台の強みを掛け合わせた取り組みの重視</p> <p>まちづくりの理念と目指す都市の姿を実現するため、自然と都市機能が調和する杜の都の「環境」、ともに支えあい、より良い暮らしを追求してきた「共生」の理念、多くの若者や教育機関が集積する「学び」の風土、持続可能な「活力」を生み出す中枢機能と広域性など、仙台が培ってきた都市個性を深化させ、掛け合わせ、相乗効果を生み出しながら事業を実施していきます。</p>	<p>3. 市民協働によるまちづくりの重視</p> <p>仙台のまちは、市民一人ひとりの主体的な行動と、多くの方々による協働によって築き上げられてきた歴史があり、協働によるまちづくりの積み重ねは、本市のかけがえのない財産です。</p> <p>仙台に関わるすべての方々とともに、市民協働によるまちづくりを重視して事業を実施していきます。</p>
<p>2. 挑戦を続ける姿勢の重視</p> <p>人口減少や自然災害など社会を取り巻く環境が大きく変化する中でも、これからも輝き続ける仙台をつくるため、「杜の都」ならではの暮らしの質に磨きをかけ、仙台内外に発信し多くの人を惹きつけるとともに、幅広い分野にデジタル技術を積極的に取り入れるなど、常に都市としての高みを目指し、挑戦を続ける姿勢を持ちながら事業を実施していきます。</p>	<p>4. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた事業の展開</p> <p>2019年(令和元年)に発生した新型コロナウイルス感染症は、社会のあらゆる側面に大きな影響を与えており、一人ひとりの命と、安全に安心して生活できる基盤を守ることが何よりも必要とされています。</p> <p>一方で、危機を乗り越えた先に、より多くの人に選ばれまちへと変化を遂げるため、本市では、眼前に迫る変化の中から中長期を見据えた可能性を見出して事業を実施していきます。</p>

出典：「仙台市実施計画 2021-2023」(令和3年3月 仙台市)



## イ．仙台市都市計画マスタープラン

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、仙台市基本計画並びに宮城県が定める「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）」に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、都市づくりの視点や基本とする都市構造に基づき、令和 3 年度から令和 12 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像と基本方針は表 6.2-75 に示すとおりであり、市民をはじめ国内外の人に、多様な活動の場所として選ばれる持続可能な都市であり続けるために、緑に包まれた美しくゆとりある環境と高次な都市機能が集積した利便性、防災環境都市としてのブランド力など、これまで培われてきた都市個性を生かし、さらに高めるとともに、挑戦を重ね、新たな魅力や活力を生み出す力強さと、様々な変化に対応するしなやかさによって、その価値を高め続ける都市を目指すものである。

表 6.2-76 及び図 6.2-23 に示す土地利用の基本方針では、計画地が該当する「市街地ゾーン・郊外居住区域」の基本方針として、「様々な世代やライフスタイル、地域の実情などに応じて、都市計画の見直しなどにより生活の質を維持するために必要な都市機能の確保を図る」とされている。

表 6.2-75 都市づくりの目標像と基本方針

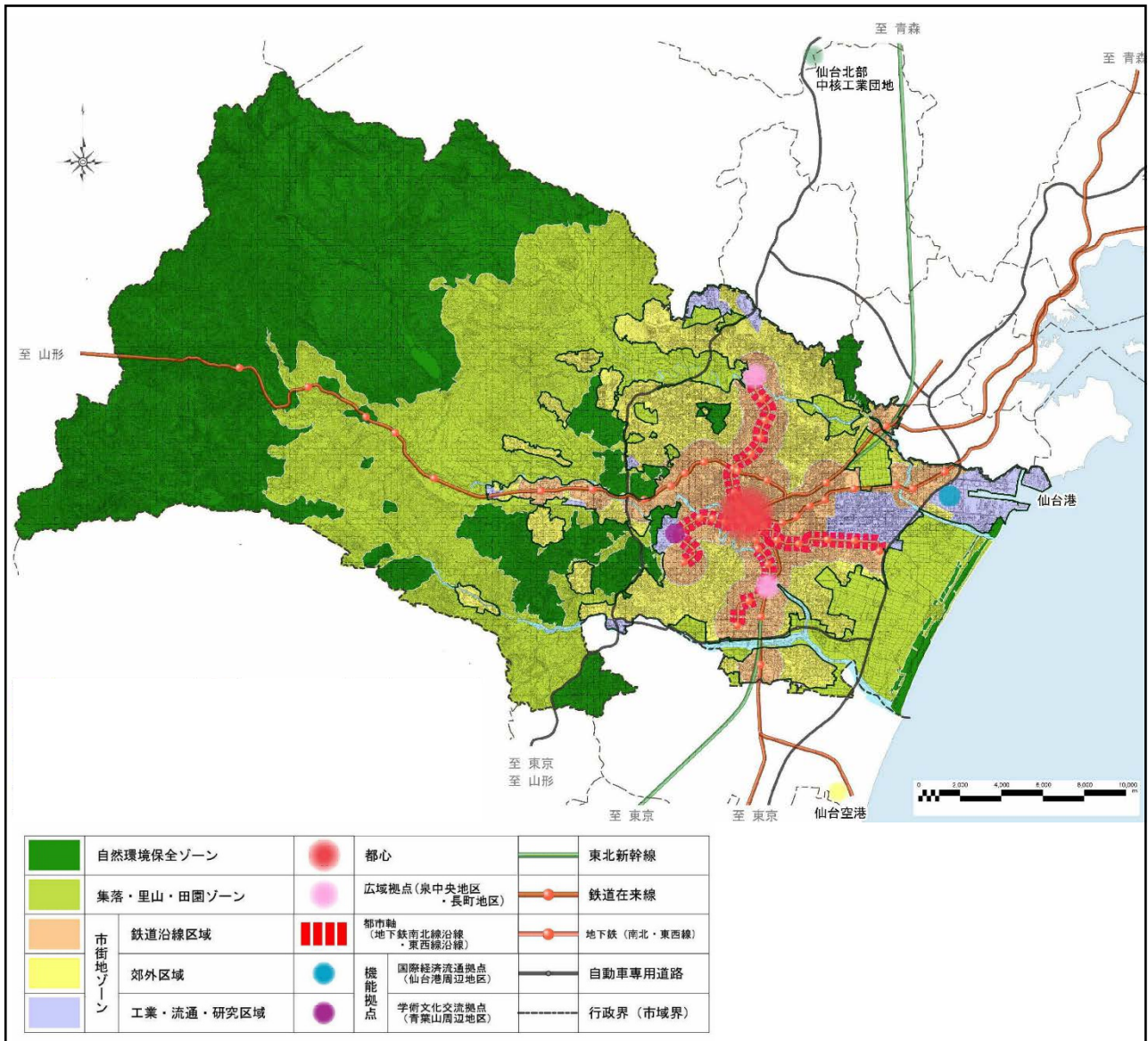
都市づくりの目標造	
選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都 ～ 自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～	
都市づくりの基本方針	施策の方向性
基本方針 1: 魅力・活力のある都心の再構築	方針 1-1 多様な活動を創出する都市機能の集積促進
	方針 1-2 賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築
	方針 1-3 魅力あふれる都市空間の形成と活用
	方針 1-4 杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用
	方針 1-5 都心にふさわしい安全・安心な都市空間の形成
基本方針 2 : 都市機能の集約と地域の特色を生かしたまちづくり	方針 2-1 駅を中心とした集約型の市街地の持続的な発展
	方針 2-2 各拠点の機能強化
	方針 2-3 地域の特色を生かしたまちづくり
	方針 2-4 自然環境の保全・継承
基本方針 3 : 質の高い公共交通を中心とした交通体系の充実	方針 3-1 質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実
	方針 3-2 多様な都市活動を支える交通政策の推進
	方針 3-3 新技術等を活用した交通システムの促進
基本方針 4 : 杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実	方針 4-1 緑と潤いのある都市空間の形成と活用
	方針 4-2 良好な都市景観の形成
	方針 4-3 災害に強い安全・安心な都市空間の形成
	方針 4-4 衛生的な都市環境の保全
	方針 4-5 脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の小さい都市空間の形成
基本方針 5 : 魅力を生み出す協働まちづくりの推進	方針 5-1 地域主体の持続的なまちづくりの推進
	方針 5-2 多様な主体によるまちづくりの推進

出典：「仙台市都市計画マスタープラン 都市計画に関する基本的な方針 2021-2030」（令和3年3月 仙台市）

表 6.2-76 土地利用の基本方針

市街地ゾーン		
都心		藩政時代からの緑豊かで潤いのある美しい「杜の都」の都市環境や、東日本大震災を教訓に培われた高い防災力を生かした「防災環境都市」としての都市個性を基盤として、その質を高めながら都心の機能強化を図り、東北・仙台の持続的な活力の増進につなげることを目指します。 また、東北をグローバルに牽引する中枢都市として、国際競争力を有し、高次な都市機能の集積による賑わいと交流、継続的な経済活力を生み出し続ける躍動する都心を目指し、都心部の再構築を進めるとともに、回遊性の向上を図り、ウォーカブルな都市空間の形成を推進します。
広域拠点		泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図ります。また、広域拠点の利便性を生かした都市型居住の推進を図ります。
機能拠点		仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、国際センター・川内・青葉山を含む青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図ります。
都市軸		東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置付け、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を進めます。また、交通便利性を生かした快適な居住環境の形成を推進します。
鉄道沿線		JR等の鉄道駅を中心に、魅力ある市街地を形成するため、地域特性を踏まえ都市計画の見直しなどにより、居住機能や暮らしに必要な都市機能を誘導します。
郊外居住区域		様々な世代やライフスタイル、地域の実情などに応じて、都市計画の見直しなどにより生活の質を維持するために必要な都市機能の確保を図ります。
工業・流通・研究区域		工業・流通・研究の各機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積を図るとともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積します。また、地域経済を支える活力ある産業機能の基盤整備を計画的に進めます。
集落・里山・田園ゾーン		自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境を維持します。また、地域に根ざした原風景の保全に努めるとともに、適切な維持管理と資源活用を進めます。土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設など、周辺環境と調和したものを除き抑制します。 里山地域は、山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進します。 田園地域は、水田の持つ気象緩和機能や保水機能などを保全します。 交流再生区域については、地域の特性を生かした新たな魅力の場を創出し、地域の歴史や文化、東日本大震災の記憶と経験を国内外へ発信し、継承していきます。
自然環境保全ゾーン		奥羽山脈や海岸部など、豊かな生態系を支え自然環境を守る区域であり、本市の自然特性が将来に渡って保持されるよう、自然環境を保全します。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン 都市計画に関する基本的な方針 2021-2030」（令和3年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン 都市計画に関する基本的な方針 2021-2030」（令和3年3月 仙台市）

図 6.2-23 ゾーンの区分と拠点の配置

ウ．杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画 2021-2030）

「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」は仙台市環境基本条例第 8 条に基づくもので、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めている。

計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間としており、本計画は基本計画で掲げる「杜の恵みとともに暮らすまち」を実現するための計画として位置づけされている。

なお、同プランは計画期間が 10 年間の長期に及ぶため、中間年にあたる令和 7 年度に中間評価が行われる。環境都市像は表 6.2-77 に示すとおりである。

表 6.2-77 環境都市像

目指す環境都市像
<p>杜の恵みを活かした、持続可能なまち</p> <p>（「杜の都」の良好な環境を保全・継承するとともに、本市の強みを活かしながら、持続的な発展が可能なまち）</p>
～目指すまちのあり方～
<p>「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します</p> <p>持続可能な社会の構築に向けては、一人ひとりが環境に配慮したアクションを起こすことが重要です。</p> <p>環境配慮行動が、快適で豊かな暮らしや企業価値の向上、そしてまち全体の成長につながるという考え方が共有され、多様な主体が連携・協力しあうことにより、仙台らしい、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルが定着したまちを目指します。</p> <p>また、こうした行動のあり方を「杜の都スタイル」として内外に発信します。</p>
<p>「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します</p> <p>本市の強みである、多様な自然環境や、自然と調和した都市環境、そして環境課題に取り組む市民の力を「杜の都」の資源として捉え、最大限活かすとともに、地域や人をつなぎ、市域内での循環を図る持続可能なまちを目指します。</p>
<p>「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します</p> <p>本市の強みを活かしながら、環境への取り組みを推進し、あわせて経済の活性化や、心の豊かさ、まちの品格・風格も向上させ、環境と成長の好循環が生まれ、続いていくまちを目指します。</p> <p>また、仙台を起点として環境価値を広め、杜の都ブランド力の向上を図ります。</p>

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」（令和 3 年 3 月 仙台市）

環境都市像を実現するために、表 6.2-78に示すように、「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する仕組みづくりや人づくりなどについて、「良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 6.2-78(1) 環境施策の展開の方向 (1/2)

1. 脱炭素都市づくり	目標	<p>温室効果ガス排出量</p> <p>中期目標 令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 35%以上削減(森林等による吸収量を含む)します</p> <p>長期目標 令和 32 年(2050 年)温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素型のまちの構造をつくる</li> <li>・脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める</li> <li>・環境にやさしい交通への転換を進める</li> <li>・脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる</li> <li>・気候変動によるリスクに備える</li> </ul>
2. 自然共生都市づくり	目標	<p>みどりの総量 みどりの総量(緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます</p> <p>猛禽類の生息環境 生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類(オオタカ・サシバ)の生息環境を維持・向上させます</p> <p>身近な生きものの認識度 身近な生きもの(9 種)について、全ての種における市民の認識度を現在よりも向上させます</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境と多様な生きものを守る</li> <li>・恵み豊かな里地里山を活性化させる</li> <li>・グリーンインフラをまちづくりに活かす</li> <li>・自然や生きものへの愛着をはぐくむ</li> </ul>
3. 資源循環都市づくり	目標	<p>ごみ総量(生活ごみと事業ごみの合計) 令和 12 年度(2030 年度)におけるごみ総量を 33 万トン以下(令和元年度(2019 年度)比で 12%以上削減)にします</p> <p>ごみの最終処分量 令和 12 年度(2030 年度)におけるごみの最終処分量を 4.6 万トン以下(令和元年度(2019 年度)比で 12%以上削減)にします</p> <p>1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 令和 12 年度(2030 年度)における 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量を 400 グラム以下(令和元年度(2019 年度)比で 14%以上削減)にします</p> <p>家庭ごみに占める資源物の割合 令和 12 年度(2030 年度)における家庭ごみに占める資源物の割合を 30%以下(令和元年度(2019 年度)比で 12.5 ポイント以上引き下げ)にします</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源を大切に使う行動を定着させる</li> <li>・資源の有効利用を進める</li> <li>・廃棄物の適正な処理体制を確保する</li> </ul>

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」(令和 3 年 3 月 仙台市)

表 6.2-78(2) 環境施策の展開の方向 (2/2)

4 . 快適環境 都市づくり	目標	<p>環境基準の達成状況                      大気、水、土壌及び騒音に関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)を達成します                      環境に関する満足度                      市民の「環境に関する満足度」(8項目)について、全ての項目における満足度を現在よりも向上させます</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で快適な生活環境を保全する</li> <li>・開発事業等における自主的な取り組みを促進する</li> <li>・地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める</li> </ul>
5 . 行動する 人づくり	目標	<p>日常生活における環境配慮行動                      日常生活における市民の環境配慮行動(25項目)について、全ての項目における実施割合を現在よりも向上させます。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしい行動の輪を広げる</li> <li>・環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる</li> </ul>

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」(令和3年3月 仙台市)



「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域に大別し、基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

計画地が位置する市街地地域の指針は、表 6.2-79に示すとおりである。

表 6.2-79 土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	<p>基本的な考え方</p> <p>本地域は、商業、業務、工業、流通、学術・文化、住宅等の様々な都市機能が集積している地域です。仙台駅を中心とした都心部や、都市圏の活動を支える泉中央地区・長町地区、交通利便性の高い地下鉄沿線等においては、土地の高度利用や都市機能の集積が求められます。一方、資源・エネルギーの消費、廃棄物や汚染物質の排出など環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギーの利用の効率を高めるとともに、災害時にも活動可能な再生可能エネルギーを積極的に導入するなど、環境負荷の低減を図りながら、快適な暮らしの確保や、活力のあるまちづくりを進めていくことが求められます。</p> <p>また、市民に安らぎを与える公園や街路樹、広瀬川等の親水空間が市街地に溶け込むなど、自然と調和した都市環境は、本市の大きな魅力となっています。今後とも、都市の生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減、市民や来訪者等の憩いの場の創出など、市街地のみどりが持つ多様な機能に着目しながら、その保全・創出に図ることにより、品格・風格のある魅力的な都市空間を形成していくことが求められます。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ZEB やグリーンビルディング等の環境に配慮した建築物の整備に努める。また、ZEH をはじめとした快適でエネルギー性能の高い住宅の建設に努める。</li> <li>(2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーや、エネルギー効率がよく、環境負荷の小さい設備・機器を積極的に利用するとともに、面的なエネルギー利用に努める。</li> <li>(3) 自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。また、ICT の活用や物流の合理化等により、自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。</li> <li>(4) 健全な水循環の確保やヒートアイランド現象の緩和を図るため、透水性舗装や地表面の緑化などに努める。</li> <li>(5) 都市の生物多様性の保全に配慮し、市街地に残された貴重な緑を保全するとともに、敷地内等の積極的な緑化を進める。</li> <li>(6) 質の高い緑地空間の確保やオープンスペースの有効活用等により、市民や来訪者が憩い楽しめる場を創出するなど、杜の都にふさわしい魅力的な都市空間の形成に努める。</li> <li>(7) 使い捨て(ワンウェイ)プラスチックや食品ロスの削減に努めるなど、ごみの減量と資源の有効利用を進める。</li> <li>(8) 地元産の木材や農作物を利用するなど、地産地消に努める。</li> <li>(9) 環境基準の遵守はもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさや安らぎ、快適さなどの保全に努める。</li> </ol>

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」(令和3年3月 仙台市)

また、環境都市像の実現のためには、行政が施策を推進するだけでなく、市民や事業者等の自主的な取り組みが求められる。環境配慮の指針として表 6.2-80のように、一人ひとりに期待される役割と行動の指針が示されている。

表 6.2-80(1) 主体別の環境配慮行動の指針 (1/3)

市民に期待される役割と行動の指針	役割	
	環境問題に関心を持ち、理解を深めるとともに、社会状況の変化等に応じた環境にやさしいライフスタイルを心掛け、日常生活の様々な場面において、一人ひとりができることを積極的に実施します。 また、本市の豊かな自然の魅力や環境の価値を十分に認識し、家族や友人、職場などで伝え、共有することにより、環境配慮行動の輪を広げます。	
	行動の指針	
	(1)家庭内 や外出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 資源やエネルギーを大切に使う。</li> <li>② ごみの分別を徹底し、リサイクルに努める。</li> <li>③ 食品を無駄なく使う、食べ残しや作りすぎに注意するなど、食品ロス削減に努める。</li> <li>④ 生ごみは十分に水切りする。</li> <li>⑤ 買い物の際は、マイバッグなどを持参する。また、割りばし、使い捨てのスプーンやフォーク等をもらわない。</li> <li>⑥ マイボトルを活用するなど、ペットボトル等の使い捨て容器の利用を控える。</li> <li>⑦ ごみのポイ捨てをしない。</li> <li>⑧ 環境ラベルがついた商品や、環境にやさしい原材料を使用した製品を選ぶ。</li> <li>⑨ 食料品は、地元産や旬のものを選ぶ。</li> <li>⑩ リサイクルショップやフリーマーケット、スマートフォンのアプリ等を活用して、ものを再利用する。</li> <li>⑪ 宅配便は、受け取る日時を指定するなど、再配達とならないよう気を付ける。</li> </ul>
	(2)住宅の 建築・リフ ォーム時 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高断熱材、ペアガラス、二重サッシを使用するなど、自宅の断熱材を高めるよう努める。</li> <li>② 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用や、蓄電池の設置に努める。</li> <li>③ 家電製品等は、できるだけエネルギー効率のよいものを選ぶ。</li> <li>④ 自動車を購入する際は、次世代自動車などの環境にやさしい車を選ぶ。</li> <li>⑤ 庭やベランダなどで、木や草花、野菜を育てたり、緑のカーテンを設置する。</li> </ul>
(3)交通利 用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自家用車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。</li> <li>② 自動車を運転する際は、急発進や急加速をしないなどエコドライブを心掛ける。</li> </ul>	
(4)環境 学習 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境問題について関心を持ち、積極的に学ぶ。</li> <li>② 環境に関する講座やイベントに参加する。</li> <li>③ 地域の清掃や資源回収活動など、環境に関する活動に参加する。</li> <li>④ 身近な公園をはじめ、海や川、森、里山などで自然や生きものに親しむ。</li> <li>⑤ 地域の自然や歴史・文化などに関心を持つ。</li> <li>⑥ 気候変動によるリスクに備えるため、ハザードマップ等であらかじめ住まいの地域の危険な場所や避難場所を確認するなど、大雨などの自然災害への備えを行う。また、こまめな水分補給を行うなど、熱中症の予防に努める。</li> </ul>	

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」(令和3年3月 仙台市)

表 6.2-80(2) 主体別の環境配慮行動の指針 (2/3)

事業者に期待される役割と行動の指針	役割	<p>地域や消費者、取引先等に対する社会的責任を果たすとともに、環境への取り組みがコスト削減や企業価値の向上につながることを認識し、事業活動のあらゆる場面で、環境の保全及び創造に向けた取り組みを積極的に実施します。環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報等については、積極的に公表することが期待されます。また、他の事業者や市民団体、行政等との連携を深め、良好な環境づくりに努めます。</p>
	行動の指針	
	(1)事業所内	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業員一人ひとりが、環境への取り組みがコスト削減等にもつながることを認識し、省エネやごみ分別を徹底するなど、環境にやさしい行動を実施する。</li> <li>② クールビズ・ウォールビズの取り組みを進めるとともに、エネルギー消費量の「見える化」を図るなど、従業員の省エネ意識を高める。</li> <li>③ デジタル化の推進により、業務の効率化を図り、エネルギー消費量の削減に努める。</li> <li>④ ICTを活用し、会議資料や事務手続き等によるペーパーレス化を進める。</li> </ul>
	(2)事業所の建設時など	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 開発事業を実施する場合は、立地選定の段階から環境への影響の回避・低減を図り、周辺環境への影響を可能な限り小さくするなど、良好な環境の保全及び創造に向けた事業計画を検討する。</li> <li>② 建築物の新築・改築時等には、再生可能エネルギーの利用や断熱性能の向上、屋上・壁面の緑化、木材等も再生可能な資源の活動等により、ZEBやグリーンビルディング等の環境に配慮した建築物とする。</li> <li>③ エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい設備・機器を導入するとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入等により、効率的な運用に努める。</li> <li>④ RE100の取り組みなど、使用する電力について再生可能エネルギーの割合を高める。</li> <li>⑤ 電気自動車等の次世代自動車を導入するとともに、カーシェアを利用するなど車両台数の削減に努める。</li> <li>⑥ 生物多様性等に配慮し、敷地内の質の高い緑化に努めるとともに、緑地の適切な維持管理を行う。</li> </ul>
	(3)交通利用時や運送・配送時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① テレワークやウェブ会議を活用するとともに、移動の際には、自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。</li> <li>② 自動車を運転する際は急発進や急加速をしない、不要な荷物は積まず積載重量を軽減するなどエコドライブを心掛け、燃料使用量の削減に努める。</li> <li>③ 原料輸送や商品配送において、複数企業によるトラック等の共同利用やモーダルシフトを推進するとともに、繰り返し利用できるパレットや輸送ケース等を利用する。</li> </ul>
	(4)商品・サービスの製造・販売時など	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 温室効果ガスの排出が少ない、再生可能な材料を使用するなど、可能な限り環境負荷が小さい商品やサービスを提供する。</li> <li>② 原料の調達や商品購入に際しては、調達先の環境への影響を含め、環境負荷の小さいものを選択する。また、地産地消を推進するため、地元産の農作物や木材、水産品を使用する。</li> <li>③ 在庫数量の適正化や管理の徹底により、原材料や商品のロスを削減する。</li> <li>④ 環境ラベルやカーボンフットプリント等により、商品の環境性能の「見える化」に取り組み、消費者への環境情報の提供に努める。</li> <li>⑤ 様々な状況下においても社会全体で環境への取り組みが推進されるよう、新たな技術や製品等の開発に努めるとともに、環境を重視した金融商品やサービスの提供等を行う。</li> </ul>
	(5)環境の視点を取り入れた経営など	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業活用による環境への影響や、環境への取り組みによるメリット等を十分に認識し、環境を重視した経営を推進するとともに、従業員への環境配慮行動の浸透を図る。</li> <li>② 「温室効果ガス削減アクションプログラム」への参加等を通じて、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進する。</li> <li>③ 環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報を積極的に公表するなど、環境コミュニケーションを推進する。</li> <li>④ 他の事業者との取引等においても、環境に配慮した事業者を優先するなど、取引先等の関係者を含めた事業活動全体での環境への取り組みを推進する。</li> <li>⑤ 環境に関する保全活動や講座、イベントへ積極的に参加するなど、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</li> </ul>

出典：「社の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」(令和3年3月 仙台市)

表 6.2-80(3) 主体別の環境配慮行動の指針 (3/3)

市民団体に 期待される役割	<p>役割</p> <p>本市には、環境問題に対して高い意識を持ち、活動する市民団体が多く存在しています。その取り組みは、地域でのきめ細やかなものから、国際協力につながるものまで多岐にわたっており、こうした市民団体の先進的かつ継続的な活動は、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの変革を促す大きな力となります。そのため、他の団体や事業者、行政など、多様な主体との連携を深めながら、積極的にその活動の輪を広げていくことが期待されます。</p> <p>また、活動経験や専門性を活かし、市民や地域の活動をコーディネートしたり、多様な活動を束ね大きく育てたり、地域における環境づくりのリーダーとなるなどの活動も期待されます。</p>
教育機関に 期待される役割	<p>役割</p> <p>幼稚園や小学校、中学校、高等学校等は社会生活の基礎を学ぶための重要な役割を担っています。そのため、学校等では、子どもたちが暮らしと環境の関わりについて理解し、自ら学び、環境に配慮した行動を実施する力を身につけるための環境教育・学習の推進が求められます。そこでは、授業における知識の習得のみならず、ごみの分別など日常的な環境配慮の意識づけや、地域等と連携しながら自然体験や環境美化活動などの体験を重視した環境教育・学習の推進も期待されます。</p> <p>専門学校や大学等においては、その専門性を活かしながら、持続可能な社会づくりを牽引していくための人材育成に加え、専門的・科学的知見を踏まえた研究や技術開発等の推進が期待されます。</p>

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」(令和3年3月 仙台市)

## エ．仙台市みどりの基本計画

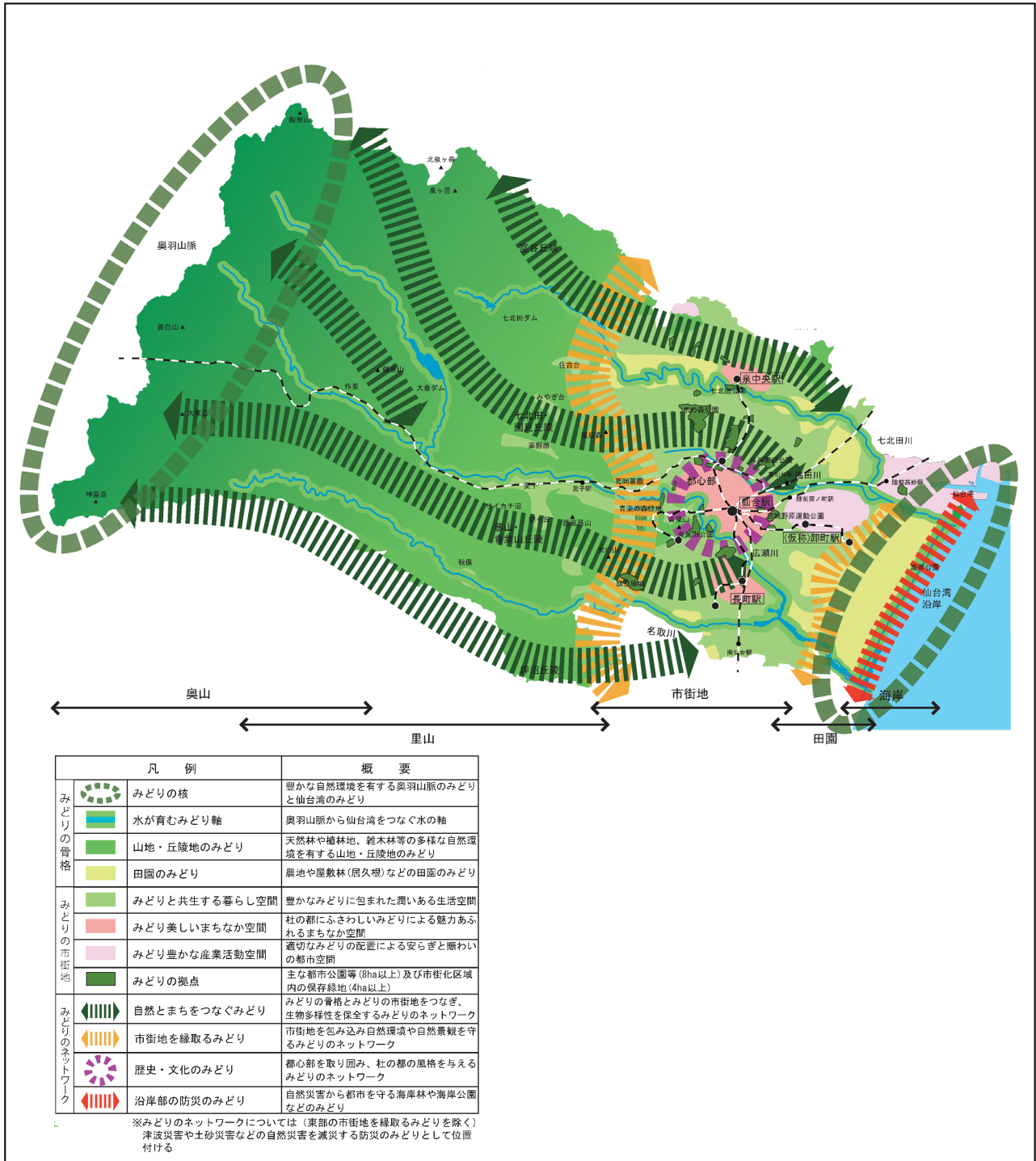
緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から 10 年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成 24 年 7 月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念は『みんなで育む「百年の杜」』とされている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 6.2-24 に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。

基本理念の「百年の杜」を実現するため、表 6.2-81 に示すとおり、みどりの質（機能）に着目した 5 つの基本方針とそれらに対応する 7 つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されており、生活環境の向上として民間施設の緑化推進があげられている。



出典：「仙台みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

図 6.2-24 「百年の杜」の将来像

表 6.2-81 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
<p>1 安全・安心のまちづくり</p> <p>地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します</p>	<p>自然災害から市民の安全を守るみどりを育む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生</li> <li>) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実</li> <li>) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立</li> </ul>	<p>1 みどりによる津波防災プロジェクト</p> <p>東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。</p>
<p>2 自然環境の保全・再生</p> <p>奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます</p>	<p>都市を支えるみどりの骨格を守り、育む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生</li> <li>) 名取川、広瀬川、七北田川の保全</li> <li>) 農用地やため池の保全・再生</li> <li>) 市街地を縁取るみどりの保全</li> </ul> <p>都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 市街地の樹林地の保全</li> <li>) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実</li> <li>) 生物多様性に配慮した緑化の推進</li> <li>) 生命を育むみどりのネットワークの形成</li> </ul> <p>都市のみどりを循環させる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) みどりの有効活用</li> <li>) 環境負荷の小さい資材の活用</li> </ul>	<p>2 みどりの骨格充実プロジェクト</p> <p>適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。</p>
<p>3 生活環境の向上</p> <p>より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます</p>	<p>市民ニーズに対応した多様な公園をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 都市公園の整備推進</li> <li>) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進</li> <li>) 公園緑地の管理運営の充実</li> </ul> <p>快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 公共施設の緑化推進</li> <li>) 民間施設の緑化推進</li> <li>) 住宅地の緑化推進</li> </ul>	<p>3 街のみどり充実プロジェクト</p> <p>公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。</p> <p>4 魅力ある公園づくりプロジェクト</p> <p>市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。</p>
<p>4 仙台らしさを育む</p> <p>杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります</p>	<p>杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり</li> <li>) 広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり</li> <li>) 風格ある杜の都の景観づくり</li> </ul> <p>歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 歴史・文化資源と調和するみどりの充実</li> <li>) 杜の都の原風景を残す屋敷林(居久根)、社寺林の保全と活用</li> <li>) 歴史を刻む名木、古木などの保存と活用</li> </ul>	<p>5 みどりの地域資源活用プロジェクト</p> <p>歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林(居久根)・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。</p> <p>6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト</p> <p>中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。</p>
<p>5 市民協働の推進</p> <p>市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。</p>	<p>みどりを守り、育む活動を支える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) 緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進</li> <li>) 公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進</li> <li>) みどりの団体やみどりの人材の育成</li> <li>) みどりのまちづくりの推進体制の強化</li> </ul> <p>みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>) みどりのイベントの充実と開催支援</li> <li>) みどりの広報活動の充実</li> <li>) みどりの顕彰制度の充実</li> <li>) みどりと人とのふれあいの場の充実</li> </ul>	<p>7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト</p> <p>みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。</p>

出典：「仙台のみどりの基本計画」(平成24年7月 仙台市)



オ．仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030

「仙台市地球温暖化対策推進計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項目に基づき、仙台市における「自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出等を行うための施策」と定め、仙台市環境基本条例第 8 条に定める地球温暖化対策等の推進に関する計画として位置づけられる。

仙台市では、地球温暖化対策に率先して取り組むための条例を制定し、その基本理念の実現に向けて以下のような方向性が示されている。

将来における脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出削減の取り組みを加速します。地域経済の発展や市民生活の向上との両立を図るため、事業者・市民等と連携した取り組みを推進します。

安全で安心な地域社会を目指した、気候変動適応策を推進します。

令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間とする本計画では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)と整合を図り、計画期間の中間年度である令和 7 年度には、計画の中間評価が行われる。

杜の都環境プランの分野別環境施策の一つである「脱炭素都市づくり」の実現に向けて、中期目標として令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 35%以上削減(森林等による吸収量を含む)するとされている。また、長期目標として令和 32 年(2050 年)温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこととされている。

地球温暖化対策の推進には、表 6.2-82のように温室効果ガスの排出量を抑制する施策(緩和策)と、気候変動による影響に対し、被害の回避や軽減を図る施策(適応策)を併せて進めることが重要で、この 2 つを大きな柱としている。

表 6.2-82 仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030 の概要

<p>温室効果ガスの削減目標</p>	<p>[ 中期目標 ] 令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 35%以上削減(森林等による吸収量を含む)します [ 長期目標 ] 令和 32 年(2050 年)温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します 実質ゼロ：温室効果ガスの排出削減と吸収源確保の取り組みにより、排出量と吸収量を均衡させること</p>
<p>温室効果ガスの排出抑制施策(緩和策)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脱炭素社会に向けた持続的で効率的なまちづくりを進める (取り組みの例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>ゝ 地域特性に応じた都市機能の集約などによるコンパクトでエネルギー効率の高いまちづくりの推進</li> <li>ゝ 二酸化炭素吸収源となる森林の保全・更新 など</li> </ul> </li> <li>2. 3E(省エネ・創エネ・蓄エネ)の普及・エネルギーの最適利用を促進する (取り組みの例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>ゝ 本市の自然環境に適した再生可能エネルギーの利用促進</li> <li>ゝ エネルギー性能の高い建築物の普及や省エネルギー機器等の導入促進 など</li> </ul> </li> <li>3. 環境にやさしい交通への転換を進める (取り組みの例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>ゝ 地下鉄やバスなどの公共交通を中心とした交通体系の構築</li> <li>ゝ 自動車や次世代自動車など、温室効果ガスの排出が少ない交通手段の利用促進 など</li> </ul> </li> <li>4. 持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める (取り組みの例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>ゝ 3R(リデュース(できるだけごみを出さない)、リユース(ものを繰り返して使う)、リサイクル)によるごみの減量</li> <li>ゝ 廃棄物処理施設の効率化や廃棄物処理の際に発生するエネルギーの有効活用 など</li> </ul> </li> <li>5. 環境を意識したライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す (取り組みの例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>ゝ 3Eの普及を図る「せんだいE-Action」の推進</li> <li>ゝ 環境負荷の小さい商品・サービスを選択するグリーン購入の促進 など</li> </ul> </li> <li>6. 地域経済と環境の好循環を生み出す (取り組みの例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>ゝ 事業活動からの温室効果ガス排出削減を図る「温室効果ガス削減アクションプログラム」の推進</li> <li>ゝ 事業者や大学等と連携した次世代エネルギーの研究開発の促進 など</li> </ul> </li> </ol>
<p>気候変動影響への適応対策(適応策)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気候変動が農業や自然環境に及ぼす環境を把握し適応する (取り組みの例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>ゝ 高温影響を回避する農作物の栽培方法等に関する周知啓発</li> <li>ゝ 河川、湖沼、海域等の水環境モニタリング</li> <li>ゝ 生物多様性の保全に向けた普及啓発 など</li> </ul> </li> <li>2. 自然災害による被害を最小限に抑える (取り組みの例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>ゝ 河川の維持管理・改修、雨水排水施設の整備</li> <li>ゝ 地域の実情に合わせた避難行動の支援</li> <li>ゝ ハザードマップによる災害危険箇所等の周知 など</li> </ul> </li> <li>3. 健康に与える影響を把握し軽減する (取り組みの例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>ゝ 熱中症予防に関する周知啓発</li> <li>ゝ 蚊の媒介する感染症に関する情報収取等</li> <li>ゝ 大気環境等のモニタリング など</li> </ul> </li> <li>4. 事業活動・生活環境におけるリスクに備える (取り組みの例)  <ul style="list-style-type: none"> <li>ゝ 中小企業の防災力強化の促進</li> <li>ゝ 災害廃棄物処理体制の確保</li> <li>ゝ 緑化の推進等によるヒートアイランド現象の緩和 など</li> </ul> </li> </ol>

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030」(令和 3 年 3 月 仙台市)

カ．ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ(Bio-Topo 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間)の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 6.2-83に示すとおりである。

表 6.2-83 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保するなど、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響(二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等)にも配慮する。

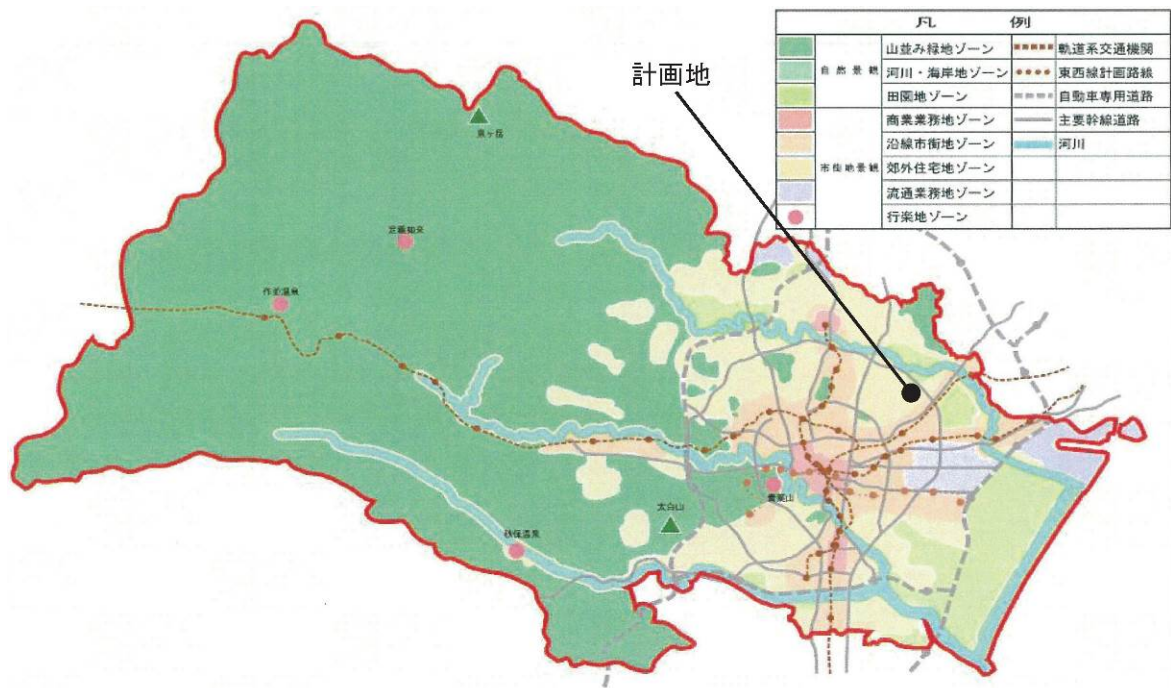
出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成10年5月 仙台市)

キ．仙台市「杜の都」景観計画

「仙台市「杜の都」景観計画」(平成 25 年 6 月改訂 仙台市)は、景観法(平成 16 年 6 月施行)の活用に基づき策定された「景観計画」として、「杜の都の風土を育む景観条例」をはじめとする自主条例による枠組みを、より実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図り、市民・事業者・行政との協調と連携による風格ある「杜の都」の景観形成を示したものである。仙台市の良好な景観形成を図る総合的な枠組みとして、区域と景観形成の方針、行為の制限に関する事項を定め、建築物等の届出と勧告等の制度を通じ、魅力的な景観形成を推進していくものとされている。

本計画では、都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を「景観計画区域」と位置づけている。

その中で、ゾーン別景観形成の考え方が示されており、計画地は、「市街地景観 郊外住宅地ゾーン」に位置している。景観形成の方針として、目標となる具体的な期間が定められていないが、「周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成」、「くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成」、「地区特性を活かした美しい景観形成」の 3 つが挙げられている。また、建築物等に対する方針として、「周囲の山並み等の自然環境との調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等」、「団地の家並みとの調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等」の 2 つが挙げられている。仙台市全域におけるゾーン区分図は、図 6.2-25 に示すとおりである。



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成 25 年 6 月改訂 仙台市)

図 6.2-25 仙台市全域におけるゾーン区分図

## 7. 環境影響評価項目の選定



## 7. 環境影響評価項目の選定

### 7.1. 環境影響評価項目の選定

#### 7.1.1. 環境影響評価要因の抽出

本事業に係るすべての行為のうち環境への影響が想定される行為（以下、「環境影響要因」という）を「工事による影響」、「存在による影響」及び「供用による影響」に分けて抽出した結果は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 環境影響要因の抽出

環境影響要因の区分		要因の有無	抽出の理由
工事による影響	資材等の運搬		既存建築物の解体及び計画建築物の建設に伴い、工事中の資材等の運搬がある。
	重機の稼働		既存建築物の解体及び計画建築物の建設に伴い、工事中の重機の稼働がある。
	切土・盛土・掘削等		整地等に伴い、切土・盛土・掘削工事がある。
	建築物等の建築（解体を含む）		大規模建築物の建設の事業であり、既存建築物の解体及び計画建築物の建設を行うものである。
	工事に伴う排水	×	工事に伴い発生する排水は、実際の工事内容を具体的に示している「切土・盛土・掘削等」で選定するため、当区分では選定しない。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。
存在による影響	改變後の地形	×	市営住宅の再整備を行うものであり、地形の改變は整地程度である。
	樹木伐採後の状態		市営住宅の再整備に伴い、植栽された既存樹木を伐採する。
	改變後の河川・湖沼	×	住宅用地において実施するため、河川・湖沼の改變は行わない。
	工作物等の出現		大規模建築物の建設の事業である。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。
供用による影響	自動車・鉄道等の走行	×	大規模建築物の建設の事業であり、道路・鉄道の整備事業ではない。
	施設の稼働	×	市営住宅の再整備を行うものであり、施設の稼働による影響は想定されない。
	人の居住・利用		市営住宅の再整備を行うものであり、居住者数は現在より減少する計画であるが、引き続き人の居住・利用による負荷が生じる。
	有害物質の使用	×	有害物質を排出する設備の立地は予定していない。
	農薬・肥料の使用	×	農薬・肥料の使用は想定されない。
	資材・製品・人等の運搬・輸送		市営住宅の再整備を行うものであり、居住者数は現在より減少する計画であるが、引き続き資材・製品・人等の運搬・輸送による負荷が生じる。
	その他	×	上記以外の環境影響要因は想定されない。

：「要因の有無」は、○：有、×：無を示す。



#### 7.1.2. 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定

抽出した選定項目は表 7.1-2、選定項目について選定した理由及び選定しなかった理由は表 7.1-3(1)～(3)に示すとおりである。

「仙台市環境影響評価技術指針」(平成 11 年 4 月 13 日、仙台市告示第 189 号、改定平成 25 年 5 月 7 日、仙台市告示第 232 号)を参考に、本事業に係る環境影響要因とそれにより影響を受けることが予想される環境の要素(以下、「環境影響要素」という)の関係を整理した。そして、本事業の内容、地域の特性等を勘案して影響の程度を検討し、環境影響評価項目を選定した。

表 7.1-2 環境影響評価項目の選定

環境影響要素の区分	環境影響要因の区分			工事による影響 <sup>2</sup>					存在による影響				供用による影響													
	大気環境	水環境	土壌環境	その他	資材等の運搬	重機の稼働	切土・盛土・掘削等	建築物等の建築（解体を含む）	工事に伴う排水	その他	変更後の地形	樹木伐採後の状態	変更後の河川・湖沼	工作物等の出現	その他	自動車・鉄道等の走行	施設の稼働	人の居住・利用	有害物質の使用	農業・肥料の使用	資材・製品・人等の運搬・輸送	その他				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気環境	大気質	二酸化窒素																							
			二酸化硫黄																							
			浮遊粒子状物質																							
			粉じん																							
			有害物質（アスベスト）																							
			その他																							
		騒音	騒音																							
		振動	振動																							
		低周波音	低周波音																							
		悪臭	悪臭																							
	その他																									
	水環境	水質	水の汚れ																							
			水の濁り																							
			富栄養化																							
			溶存酸素																							
			有害物質																							
			水温																							
		その他																								
		底質	底質																							
		地下水汚染	地下水汚染																							
		水象	水源																							
	河川流・湖沼																									
	地下水・湧水																									
	海域																									
	水辺環境																									
その他																										
土壌環境	地形・地質	現況地形																								
		注目すべき地形																								
		土地の安定性																								
	地盤沈下	地盤沈下																								
	土壌汚染	土壌汚染																								
その他	地震・大雨の安全性																									
その他の環境	電波障害	電波障害																								
	日照障害	日照障害																								
	風害	風害																								
	その他																									
生物の多様性の確保及び自然的環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	植物相及び注目すべき種																								
		植生及び注目すべき群落																								
		樹木・樹林等（緑の量）																								
		森林等の環境保全機能																								
動物	動物相及び注目すべき種																									
	注目すべき生息地																									
生態系	地域を特徴づける生態系																									
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的遺産への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	自然的景観資源																								
		文化的景観資源																								
	眺望																									
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場																									
文化財	指定文化財等																									
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨として予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物																								
		残土																								
		水利用																								
		その他																								
	温室効果ガス等	二酸化炭素																								
		その他の温室効果ガス																								
	オゾン層破壊物質																									
	熱帯材使用																									
	その他																									

1： ...一般項目      ...簡略化項目      ...配慮項目

2：本事業における工事は、既存建築物の解体、整地等及び計画建築物の建設である。環境影響要因の区分「建築物等の建築（解体を含む）」には、既存建築物の解体が含まれる。

表 7.1-3(1) 環境影響評価項目の選定結果まとめ(1/4)

環境影響要素	選定	環境影響要因	選定/非選定の理由	
大気質	二酸化窒素	工事 ・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行、重機の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられることから、一般項目とする。	
		供用 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、駐車区画数は現在より減少する計画であるが、引き続き居住者の自動車の利用による排出ガスの影響が考えられることから、配慮項目とする。	
	二酸化硫黄	-	-	大規模なボイラー等燃焼施設の設置は予定していないため、項目として選定しない。
	浮遊粒子状物質	工事 ・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行、重機の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられることから、一般項目とする。	
		供用 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、駐車区画数は現在より減少する計画であるが、引き続き居住者の自動車の利用による排出ガスの影響が考えられることから、配慮項目とする。	
	粉じん	工事 ・切土・盛土・掘削等	掘削等工事において、一時的に粉じんの発生が予想されることから、一般項目として選定する。	
工事 ・建築物等の建築(解体を含む)		既存建築物の解体において、一時的に粉じんの発生が予想されるが、適宜保全対策を実施して発生を抑制する計画であり、影響は軽微であると考えられることから、配慮項目とする。		
有害物質(アスベスト)	工事 ・建築物等の建築(解体を含む)	既存建築物の解体において、アスベストを含有すると想定される建物を解体するが、含有する場合には、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき適切に調査・除去作業を実施することから、簡略化項目とする。		
騒音	騒音	工事 ・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音、重機の稼働に伴う建設作業騒音による影響が考えられることから、一般項目とする。	
		供用 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、駐車区画数は現在より減少する計画であるが、引き続き居住者の自動車の利用による騒音の発生が考えられることから、配慮項目とする。	
振動	振動	工事 ・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行に伴う道路交通振動、重機の稼働に伴う建設作業振動による影響が考えられることから、一般項目とする。	
		供用 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、駐車区画数は現在より減少する計画であるが、引き続き居住者の自動車の利用による振動の発生が考えられることから、配慮項目とする。	
低周波音	低周波音	-	-	低周波音の影響が考えられるような大規模な空調等の屋外設備機器の設置は計画していないことから、項目として選定しない。
悪臭	悪臭	-	-	工事中に周辺環境に影響が生じるほどの悪臭を発生させる重機の稼働、設備の使用は予定していない。また、供用後に悪臭を発生させる施設等の立地、設備の設置の予定はないことから、項目として選定しない。
水質	水の汚れ	-	-	本事業に係る排水は、公共下水道(分流式)に排水する計画としていることから、項目として選定しない。
	水の濁り	工事 ・切土・盛土・掘削等	工事に伴い発生する濁りは、仮沈砂池等で処理を行ってから公共下水道(分流式:雨水管)に排水する計画としている。降雨時の表面水も雨水管から鶴ヶ谷中央公園の溜池に排水されるものの、その量は鶴ヶ谷中央公園の溜池の集水域から想定される計画地外からの流入量に対して少ない(図7.1-1参照)。ただし、降雨時に工事箇所裸地部からの表面水(雨水)が発生することから、簡略化項目として選定する。	
		工事 ・建築物等の建築(解体を含む)	建築物等の建築(解体を含む)の工事においては、切土・盛土・掘削等の工事と比べて、降雨時に工事箇所からの水の濁りの影響は小さいものの、表面水が発生することから、配慮項目とする。	
	富栄養化、溶存酸素、水温	-	-	計画地の排水は、公共下水道(分流式)に排水する計画としていることから、項目として選定しない。
有害物質	-	-	有害物質を排出する工事や設備・施設の配置等は計画していないことから、項目として選定しない。	

：「選定」欄において、  
 ・：一般項目として選定した項目、  
 ○：簡略化項目として選定した項目、  
 △：配慮項目として選定した項目、  
 -：選定しない項目を示す。

表 7.1-3(2) 環境影響評価項目の選定結果まとめ(2/4)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定/非選定の理由
底質	底質	-	-		有害物質を排出する工事や設備・施設の配置等は計画していないことから、項目として選定しない。
地下水汚染	地下水汚染		工事	・切土・盛土・掘削等	掘削等工事による地下水への影響が考えられるが、汚染土壌が確認された場合は、土壌汚染対策法に則り適切に調査・措置を行うことから、配慮項目とする。
水象	水源、河川流・湖沼、海域、水辺環境	-	-		本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、水源・河川流・湖沼・海域・水辺環境に影響を及ぼす工事や施設の稼働は計画していないことから、項目として選定しない。
	地下水・湧水	-	-		本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、大規模な造成や掘削工事は計画していない。また、地下水を利用しない計画であることから、項目として選定しない。
地形・地質	現況地形	-	-		本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、既存の市道及び宅盤を可能な限り活用する計画としていることから、項目として選定しない。
	注目すべき地形	-	-		本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、注目すべき地形・地質は存在しないことから、項目として選定しない。
	土地の安定性	-	-		本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、地形の改変は整地程度であることから、項目として選定しない。
地盤沈下	地盤沈下	-	-		地下水位の低下が想定されるような掘削工事や工事中及び供用後の地下水の利用は計画していないことから、項目として選定しない。
土壌汚染	土壌汚染		工事	・切土・盛土・掘削等	掘削等工事に伴う残土の発生が考えられるが、汚染土壌が確認された場合は、適切に措置を実施することから、配慮項目とする。
その他	地震・大雨の安全性		工事	・切土・盛土・掘削等	計画地は沢地形を盛土した構造となっており、これまでに地震による被害が生じている。事業実施の際には擁壁の撤去新設を行うとともに、大地震発生時にも安全確保が図られた構造設計とすることから、配慮項目とする。
電波障害	電波障害	-	-		本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、既存の市営住宅と同等の高さの建築物を建築する計画としていることから、項目として選定しない。
日照障害	日照障害	-	-		本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、既存の市営住宅と同等の高さの建築物を建築する計画としていることから、項目として選定しない。
風害	風害	-	-		本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、既存の市営住宅と同等の高さの建築物を建築する計画としていることから、項目として選定しない。
植物	植物相及び注目すべき種		工事	・切土・盛土・掘削等	計画地は、市営住宅用地であり、その周辺も住宅地であることから、注目すべき種及び注目すべき群落が存在する可能性は低い。計画地に隣接する鶴ヶ谷中央公園の溜池には、降雨時に表面水が流入するが、本事業による改変面積は計画地外を含めた集水面積に対して小さく、自然性の高い植生（ヒルムシロクラス）に影響を及ぼすほどの流入量は想定されないことから、配慮項目とする。
	植生及び注目すべき群落				
	樹木・樹林等（緑の量）	存在	・樹木伐採後の状態	計画地は、市営住宅用地であり、計画地内の共用スペースを中心に樹木が植栽されている。事業実施に伴い既存樹木は伐採するものの、植栽に係る配慮を行うことから配慮項目として選定する。	
	森林等の環境保全機能	-	-		計画地は、市営住宅用地であり、森林等は存在しない。また、計画地周辺は住宅地であり、森林等の環境保全機能への影響を及ぼすことはないと考えられることから、項目として選定しない。

：「選定」欄において、  
 ○：一般項目として選定した項目、  
 △：簡略化項目として選定した項目、  
 □：配慮項目として選定した項目、  
 -：選定しない項目を示す。

表 7.1-3(3) 環境影響評価項目の選定結果まとめ(3/4)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定/非選定の理由
動物	動物相及び 注目すべき種		工事	・重機の稼働	計画地は、市営住宅用地であり、その周辺も住宅地であることから、注目すべき種が存在する可能性は低い。ただし、計画地に隣接する鶴ヶ谷中央公園を鳥類が移動の中継地として利用している可能性があり、生息環境への影響が考えられることから、簡略化項目とする。
			存在	・樹木伐採後の状態	計画地は、市営住宅用地であり、その周辺も住宅地であることから、注目すべき種が存在する可能性は低い。ただし、鳥類が計画地内の樹木を一次的に利用している可能性があり、生息環境への影響が考えられることから、簡略化項目とする。
	注目すべき 生息地			-	計画地は、市営住宅用地であり、注目すべき生息地は存在しないと考えられるが、工事に伴う濁水が隣接する鶴ヶ谷中央のため池に流入し、カワセミ等の鳥類の生息状況が変化するおそれがあることから、配慮項目とする。
生態系	地域を特徴づける生態系	-		-	計画地は、市営住宅用地であり、地域を特徴づける生態系は存在しない。また、計画地周辺は住宅地であり、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすことはないと考えられることから、項目として選定しない。
景観	自然的景観資源		存在	・工作物等の出現	工作物等の出現により、計画地に隣接する自然的景観資源である鶴ヶ谷中央公園周辺の景観に影響を及ぼすおそれがあることから、一般項目とする。
	文化的景観資源	-		-	計画地の周辺には文化的景観資源が存在しないことから、項目として選定しない。
	眺望		存在	・工作物等の出現	工作物の出現により周辺の眺望の変化が生じると考えられることから、一般項目とする。
自然との 触れ合いの場	自然との 触れ合いの場		工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	自然との触れ合いの場として、鶴ヶ谷中央公園が計画地に隣接しており、資材等の運搬及び重機の稼働に伴う騒音により利用環境やアクセス時の安全性への影響を及ぼすおそれがあることから、一般項目として選定する。
文化財	指定文化財等	-		-	計画地には、指定文化財等、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、計画地周辺には指定文化財等が存在するが、直接改変するものではないことから、項目として選定しない。
廃棄物等	廃棄物		工事	・建築物等の建築 (解体を含む) ・切土・盛土・掘削等	建築物等の建築及び切土・盛土・掘削等により、建設廃棄物の発生が考えられることから、一般項目とする。
			供用	・人の居住・利用	本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、居住者数は現在より減少する計画であるが、引き続き居住に伴う廃棄物の発生が考えられることから、配慮項目とする。
	残土		工事	・切土・盛土・掘削等	掘削工事に伴う残土の発生が考えられることから、一般項目とする。
	水利用		供用	・人の居住・利用	本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、居住者数は現在より減少する計画であるが、引き続き居住者による水の利用が考えられることから、配慮項目とする。

：「選定」欄において、  
 ○：一般項目として選定した項目、△：簡略化項目として選定した項目、  
 □：配慮項目として選定した項目、-：選定しない項目を示す。

表 7.1-3(4) 環境影響評価項目の選定結果まとめ(4/4)

環境影響要素	選定	環境影響要因	選定/非選定の理由
温室効果ガス等		工事 ・資材等の運搬 ・重機の稼働 ・建築物等の建築 (解体を含む)	資材等の運搬及び重機の稼働並びに建築物等の建築に伴う二酸化炭素の発生が考えられることから、一般項目とする。
		供用 ・資材・製品・人等の運搬・輸送 ・人の居住・利用	本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、駐車区画数は現在より減少する計画であるが、引き続き居住者の自動車の利用及び電力使用に伴う二酸化炭素の発生が考えられることから、配慮項目とする。
		工事 ・資材等の運搬 ・重機の稼働	資材等の運搬に伴うその他の温室効果ガス(一酸化二窒素、メタン)及び重機の稼働に伴うその他の温室効果ガス(一酸化二窒素)の発生が考えられることから、一般項目とする。
		供用 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	本事業は、市営住宅の再整備を行うものであり、駐車区画数は現在より減少する計画であるが、引き続き居住者の自動車の利用に伴うその他の温室効果ガス(一酸化二窒素、メタン)の発生が考えられることから、配慮項目とする。
	オゾン層破壊物質	-	-
熱帯材使用		工事 ・建築物等の建築 (解体を含む)	基礎工事においては、計画的に型枠を転用することから、配慮項目として選定する。

：「選定」欄において、  
 ・：一般項目として選定した項目、  
 ○：簡略化項目として選定した項目、  
 △：配慮項目として選定した項目、  
 -：選定しない項目を示す。

【大堤溜池の集水域と工事区域との関係】

大堤溜池集水域：約 150ha（100%）

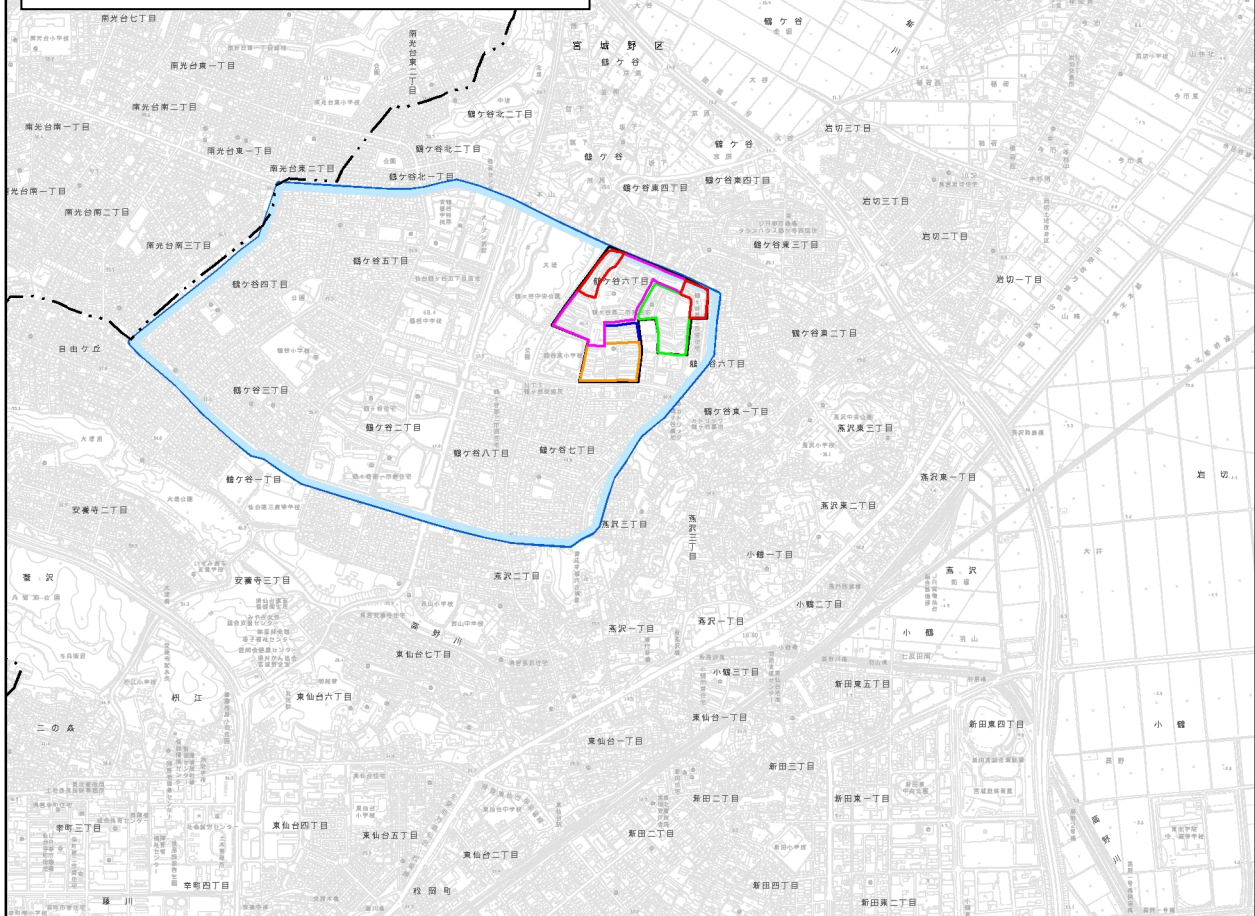
第1工区：約 2.2ha（1.5%）

第2工区：約 0.6ha（0.4%）

第3工区：約 2.5ha（1.7%）

第4工区：約 5.2ha（3.5%）

第5工区：約 1.5ha（1.0%）



凡例

□：計画地

工区

—：第1工区

—：第2工区

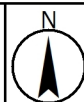
—：第3工区

—：第4工区

—：第5工区

□：大堤溜池集水域

図 7.1-1 大堤溜池の集水域と工事区域との関係



1:25,000

0 500 1,000 m

